

# 御代田町都市計画マスタープラン

～文化・高原公園都市 御代田～

平成27年6月

## 目次

序章 都市計画マスタープランとは	1
1. 目的	1
2. 位置づけ・役割	1
3. 計画期間	1
4. 対象区域	1
5. 都市計画マスタープランの内容と構成	2
6. 都市計画マスタープランの変更理由	2
第Ⅰ章 全体構想	3
1. 計画の目標	3
1-1 御代田町の現況	3
1-2 御代田町の主要課題	6
1-3 御代田町の将来像	9
2. 将来の土地利用	123
2-1 土地利用の構想	13
2-2 土地利用の方針	17
3. 都市施設の整備方針	20
3-1 道路網の整備方針	20
3-2 公園緑地の整備方針	25
3-3 河川・下水道・上水道の整備方針	29
3-4 ごみ処理施設の整備方針	32
4. 市街地の整備方針	33
4-1 中心市街地の整備方針	33
4-2 その他市街地の整備方針	36
5. 生活環境の整備方針	37
5-1 環境形成	37
5-2 景観形成	39
5-3 防災・情報化・福祉のまちづくり	41
第Ⅱ章 地域別構想	42
1. 地域区分	42
2. 北部地域	43
2-1 町における地域の位置づけ	43
2-2 地域の概況	43
2-3 地域の将来像	44
2-4 土地利用の方針	45
2-5 施設の整備方針	45
2-6 その他の方針	45
2-7 主要地区の整備方針	47

3.	中部地域	48
3-1	町における地域の位置づけ	48
3-2	地域の概況	48
3-3	地域の将来像	49
3-4	土地利用の方針	50
3-5	施設の整備方針	51
3-6	その他の方針	51
3-7	主要地区の整備方針	53
4.	南部地域	55
4-1	町における地域の位置づけ	55
4-2	地域の概況	55
4-3	地域の将来像	56
4-4	土地利用の方針	57
4-5	施設の整備方針	57
4-6	その他の方針	57
4-7	主要地区の整備方針	59
第Ⅲ章	実現化方策の検討	60
1.	基本的な考え方	60
2.	まちづくりの推進施策	60
2-1	まちづくり推進体制の強化	60
2-2	住民参加によるまちづくりの推進	61
3.	定めるべき都市計画の種類	62
3-1	土地利用	62
3-2	都市施設	63
4.	実施すべき都市計画事業及び整備プログラム	64

---

# 序章 都市計画マスタープランとは

---

## 1. 目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画を推進していくため、まちづくりの目標や方針を定め、これを実現していくための施策の方向づけを示すもので、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、広く住民の意見を反映しながら、市町村が定めるものである。

## 2. 位置づけ・役割

「御代田町都市計画マスタープラン」は、上位計画である「御代田町第 4 次長期振興計画」に示された将来都市像を目標とし、その実現に向けた施策の基本方針を示すもので、この上位計画の個別計画として位置づけるものである。

また、県が定める都市計画に関し、御代田町が原案を提示する場合の根拠となるものであり、各種施策の相互調整・整合を図る上での指針ともなるものである。

## 3. 計画期間

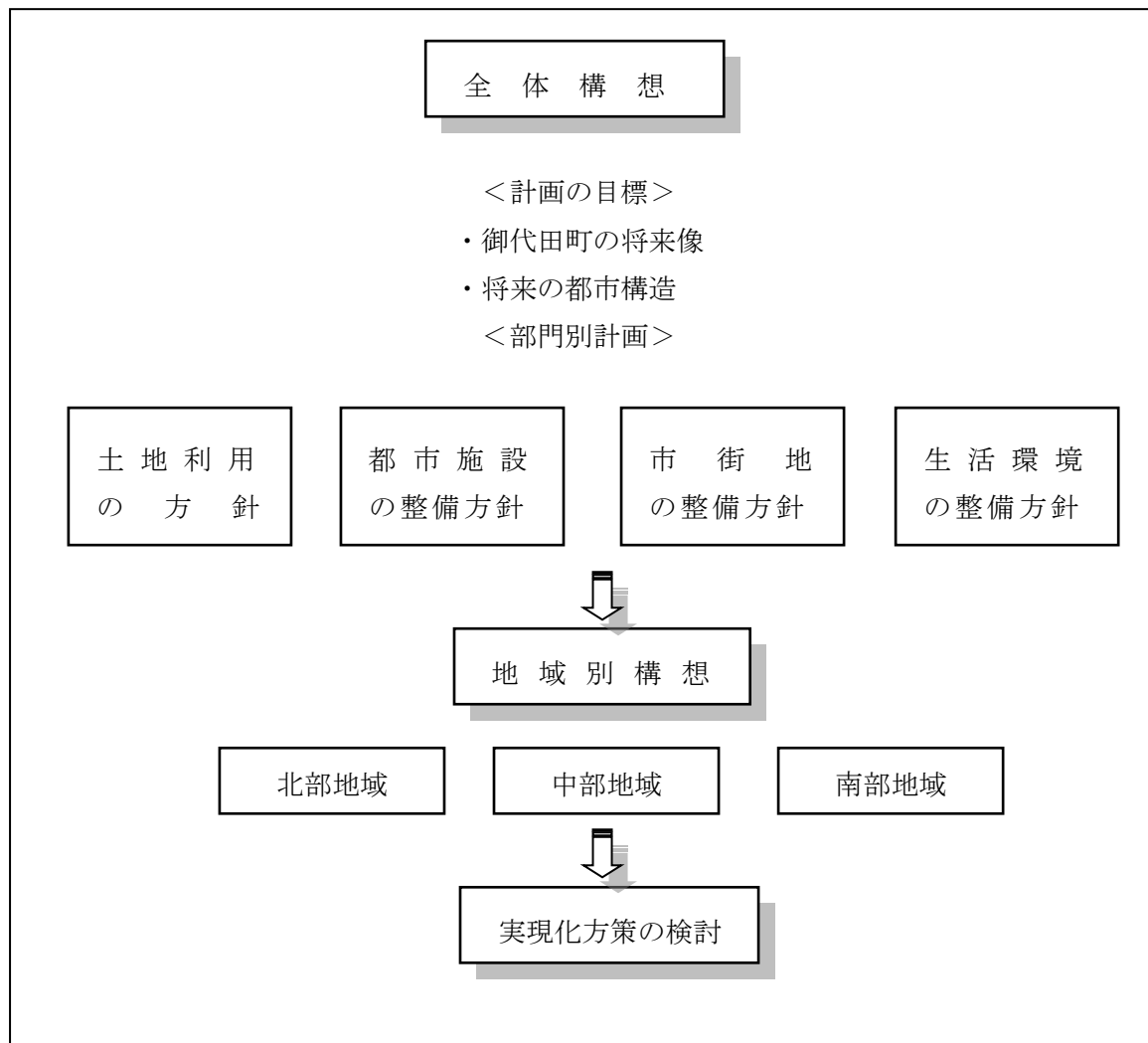
「御代田町都市計画マスタープラン」は、概ね 10 年後の平成 37 年を計画期間とする。ただし、計画の実現までには相当の期間を要する内容も含まれていることから、計画期間到達時及び社会経済情勢の変化などの状況により必要な見直しを行うものとする。

## 4. 対象区域

当町は、佐久市と 1 市 1 町で構成される佐久都市計画区域に属している。本計画は、佐久都市計画区域内における各行政区の都市計画マスタープランとして、当町の行政区域全体を対象区域とする。

## 5. 都市計画マスタープランの内容と構成

本計画は、大きく分けて「全体構想」、「地域別構想」及び「実現化方策の検討」により構成される。



## 6. 都市計画マスタープランの変更理由

御代田町では、平成14年3月に御代田町都市計画マスタープランを策定した。策定から13年経過する中で、人口減少・少子高齢時代の到来、住民ニーズの多様化や都市計画に関する各種事業の進捗、環境問題の深刻化等、社会経済情勢が大きく変化してきている。

このことから、御代田町における現状やごみ焼却場等の新たな課題を踏まえ、将来都市像を勘案する中で、都市施設の概ねの配置や規模、土地利用の方針、各種施策等、時代に対応した都市計画の基本方針を定めるため、御代田町都市計画マスタープランを変更する。

---

# 第 I 章 全体構想

---

## 1. 計画の目標

### 1-1 御代田町の現況

#### (1) 御代田町の概要

当町は、長野県東部に位置し、東は軽井沢町、西は小諸市、南は佐久市に隣接し、北に標高 2,568m の浅間山がそびえ、南には丘陵状を呈する森泉・平尾山系が連なる緑豊かなまちである。地勢は南西に緩やかに傾斜し、標高 700m～1,000m に生活圏が広がっている。町域は、東西約 9.5km、南北約 13.8km、周囲 58.5km、面積約 5,878ha を有している。

町として形成されたのは、昭和 31 年の小沼村、御代田村、伍賀村の合併を受けたもので、その後、茂沢が軽井沢町へ、乗瀬が小諸市へ、西屋敷、下宿、荒田が佐久市に分町し、軽井沢町より西鯉沢を編入し、昭和 63 年の行政界変更を経て現在に至っている。

気候は、年間を通じて冷涼で気温差が大きく、年間降水量が 1,000 mm 前後と少なく、冬の気候は厳しい。

また、上信越自動車道及び北陸新幹線の高速交通網の整備により、首都圏をはじめとする各地域との時間・距離の大幅な短縮が図られたとともに、浅間サンライン（主要地方道小諸軽井沢線）、町道御代田佐久線及びふるさと農道（町道児玉横根線）等の根幹的都市施設整備は、当町に大きな変化をもたらした。現在整備が進められている佐久市と静岡県静岡市とを結ぶ中部横断自動車道や北陸新幹線の石川県金沢市までの延伸も、当町の土地利用へ変化をもたらす要因になるものと考えられる。

#### (2) 土地利用

当町における平成 23 年度現在の土地利用（都市計画基礎調査）は、山林が 3,393ha（57.7%）と最も多く、次いで農用地が 929ha（15.8%）、宅地が 662ha（11.3%）、自然地在が 246ha（4.2%）、道路が 221ha（3.8%）の順となっている。

山林については、国有林が広い面積を占めており、国有林の利活用が課題となっている。

また、田、畑などの農用地についても、農業を取り巻く環境は厳しく、後継者不足、農業従事者の高齢化などにより、農用地の耕作放棄地化が進んでいる。

宅地については、人口増加に伴い住宅地の増加が顕著にみられる。工業用地は、平成 9 年度にやまゆり工業団地（4.0ha）を造成したことにより増加し、以降大きな変動がないものの、僅かに増加している。

### (3) 都市施設

#### 1) 道路・交通

当町を東西に横断する一般国道 18 号は、県内各地と関東・首都圏を結ぶ大動脈であり、通過交通量は年々増加傾向をたどっているが、地形的な要因から急勾配やカーブなどが多い路線である。また、当町の南側に隣接して東西方向に上信越自動車道が通っている。

県道については、主要地方道が 2 路線、一般県道が 5 路線あり、近隣市町村及び集落を結ぶ地域生活及び産業活動の幹線道路として重要な役割を担っているが、まだ歩道の未整備区間が多い状況にある。

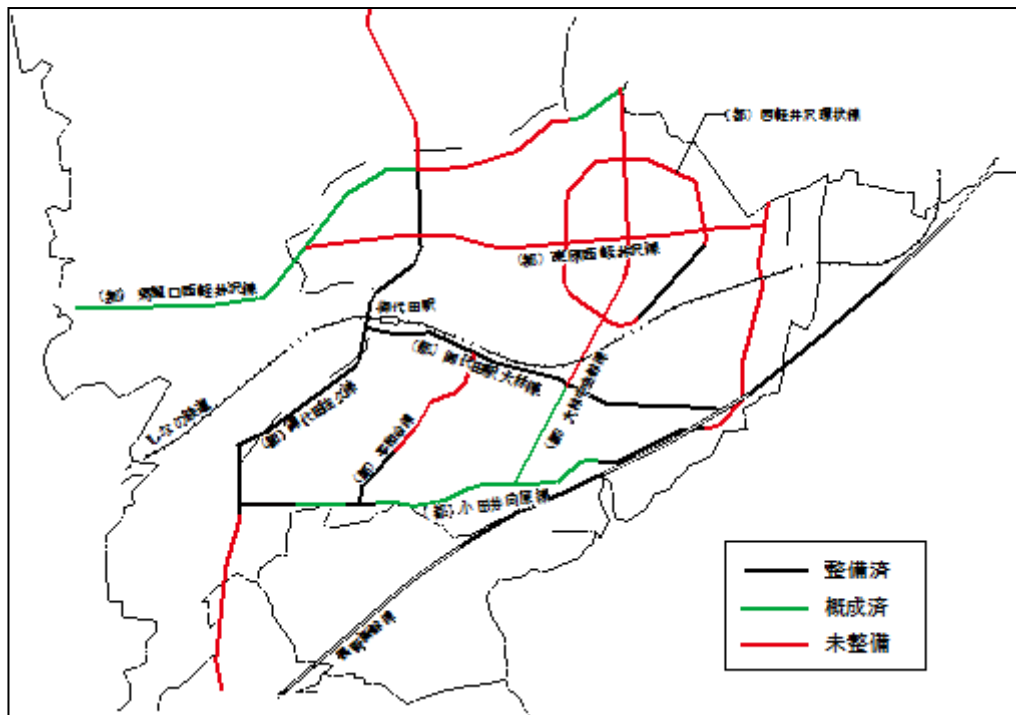
また、当町の北側には、一般国道 18 号と並行して浅間サンライン（主要地方道小諸軽井沢線）が通り、東西方向の地域間連絡幹線道路として利用されている。

都市計画道路については、御代田駅大林線及び御代田佐久線の一般国道 18 号から主要地方道佐久軽井沢線の間が整備済であり、西軽井沢環状線、平和台線、馬瀬口西軽井沢線（一般国道 18 号）及び小田井向原線（県道借宿小諸線）の一部が整備済、若しくは概成済となっている。しかし、その整備率は 30.6% であり、概成済を含めても約 52% と低い状況にある。

公共交通機関は、篠ノ井—軽井沢間で運行されるしなの鉄道と、路線バスとして小諸方面へ小諸すみれ号の平原線と塩野線の 2 路線が、佐久方面へは、浅間病院までの佐久御代田線の 1 路線が運行されている。しなの鉄道は、通勤、通学などの交通機関として重要な役割を担い、平成 22 年度から小諸市、軽井沢町と共同して小諸—軽井沢間の増便事業を実施したこともあり、利用者は年々増加してきている。

また、路線バスについても、地域住民の足として欠かせないものであるが、乗車密度は低く、利用者数も減少している状況にある。

#### 都市計画道路の整備状況図



## 2) 公園緑地

当町における都市計画公園は、雪窓公園(地区公園:5.5ha)、飯玉公園(街区公園:0.85ha)及び栄町公園(街区公園:0.58ha)の3公園が都市計画決定されており、そのうち雪窓公園(5.5ha)が整備済となっている。

また、都市計画決定はされていないが、近隣公園レベルの龍神の杜公園(2.8ha)及び地区公園レベルのやまゆり公園(4.0ha)が整備済みとなっている。その他にも雪窓湖公園、浅間しゃくなげ公園、駅前広場公園やポケットパークとして町内4箇所に点在するふれあいパーク、かりんパーク及び昇龍公園などが整備されている。

一方、緑地機能を有する施設として、北部の浅間山麓や南部の森泉山周辺地域に、民間開発によるゴルフ場が立地しており、首都圏及び近隣市町村住民のレクリエーションの場となっている。

## 3) 河川

当町には、1級河川として湯川、濁川及び繰矢川の3河川(総延長:13.0km)が、準用河川として久能沢川、滝沢川及び重ノ久保川の3河川(総延長:8.8km)があり、雨水排水路としての機能を有している。これらの河川は、地形が沢状であることから、都市施設への浸水被害をほとんど起こしていない。しかし、いずれの河川も急勾配で狭小であることから、豪雨時の氾濫の危険性は否めない状況にある。

1級河川は県管理、準用河川・普通河川は町管理であるが、いずれの河川とも増水時の状況把握を十分に行うとともに、河川ごとの流域を設定し、危険防止に努めていかなければならない状況にある。

## 4) 下水道

公共下水道については、計画区域の整備は概ね完了し、平成25年度現在、供用区域760.1ha、整備済管梁136.1kmとなっている。今後、全体計画及び認可区域の変更を実施し、平成32年度を目標に全体計画区域865haの供用を目指す。

また、草越・広戸地区においては、農業集落排水事業による施設整備が完了し、豊昇・面替地区においても、個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽が整備され、維持管理を行っている。

## 5) ごみ処理施設

当町のごみ処理については、生ごみは浅麓環境施設組合の汚泥再生処理センターで資源化処理を行い、不燃ごみ・不燃性粗大ごみは当町の最終処分場でリサイクル・埋立処分を行っている。可燃ごみは民間委託業者で処理を行っているが、安定的な処理確保を図るため周辺自治体と共同で可燃ごみ処理施設建設を進める必要がある。



## 1-2 御代田町の主要課題

### (1) 土地利用

- 浅間山麓高原風景等に恵まれた自然資源を活かした地域の開発、及び保全の方針の確立
- 耕作放棄地化が進む農用地の有効活用及び基盤整備による優良農用地の確保
- 上信越自動車道佐久インターチェンジへのアクセス道路沿道における産業系土地利用の誘導と集落地域への環境保全対策
- 町内における適正な工場用地の確保と小規模工場等の集約化
- 住・商・工の混在する御代田駅周辺の適正な土地利用誘導による都市機能の充実・強化
- 用途地域内の市街地周辺における無秩序なスプロール化防止と都市的土地利用の誘導

## (2) 都市施設

### 1) 道路

- 町域全体では、上信越自動車、中部横断自動車道など高速交通体系に対応した主要幹線道路の整備促進による地域間(都市と都市)ネットワークの整備強化
- 道路網の段階構成の構築とこれらに基づく事業投資効果の高い道路整備の推進
- 主要道路(幹線、補助幹線)における橋梁部の拡幅及び歩道の設置による機能強化
- 市街地(用途地域内)では、都市計画道路の早期整備による幹線道路網の確立
- 現行都市計画道路の見直し、新規路線、変更路線及び廃止路線の検討
- 中心部(商業地)を支える生活道路の整備による中心市街地の構築

### 2) 公園・緑地

- 将来人口の増加に対応した公園緑地の整備(特に、鉄道北側の市街地に優先的確保)
- 浅間山を代表するランドマークとしての緑地や真楽寺など歴史的にも貴重な自然環境の保護・保全
- うるおいと文化の香り高い緑地の創出を目指した施策の構築による公園都市の確立

### 3) 下水道

- 計画フレーム(将来人口・汚水量原単位)や土地利用動向等に基づく、公共下水道整備の促進
- 雨水排水整備計画の樹立

### 4) 上水道

- 宅地化の進展、下水道の普及、企業活動の活性化などに対応した安定供給
- 老朽化した水道施設の計画的整備

### 5) ごみ処理施設

- 安定的な可燃ごみ処理の確保
- 可燃ごみ処理施設(新クリーンセンター)の整備

### (3)市街地

- 鉄道により分断されている町南北の連携強化による市街地の形成
- 中心市街地の住・工混在の解消と残存農地の都市的土地利用への転換
- 公共施設の整備による都市機能の更新、幹線道路の整備、歩行者の回遊空間の整備、都市景観に配慮した質の高い市街地の形成
- 交通便利に恵まれた地域の立地条件を活かした工業用地及び流通業務地の計画的誘導
- 市街地の中心(駅周辺)や周辺市街地における生活拠点の形成
- 住宅施策、都市計画等からのまちづくりに加え、少子・高齢化・情報化社会に対応した福祉・環境・産業などの多様な分野が連携した総合的なまちづくり施策の展開
- 町民の自主的なまちづくりを支援するシステムの整備

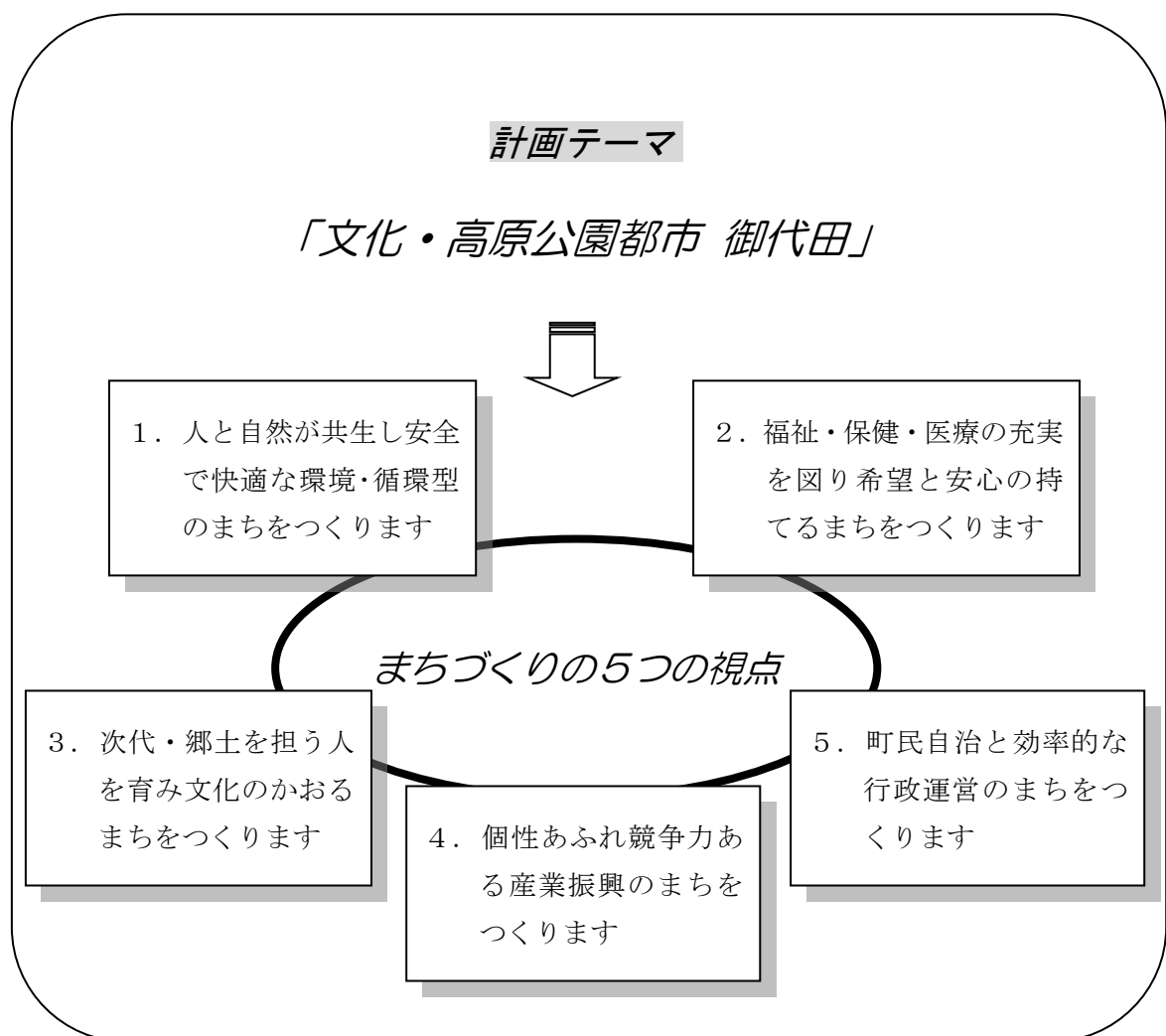
### 1-3 御代田町の将来像

#### (1) 都市設備の基本目標

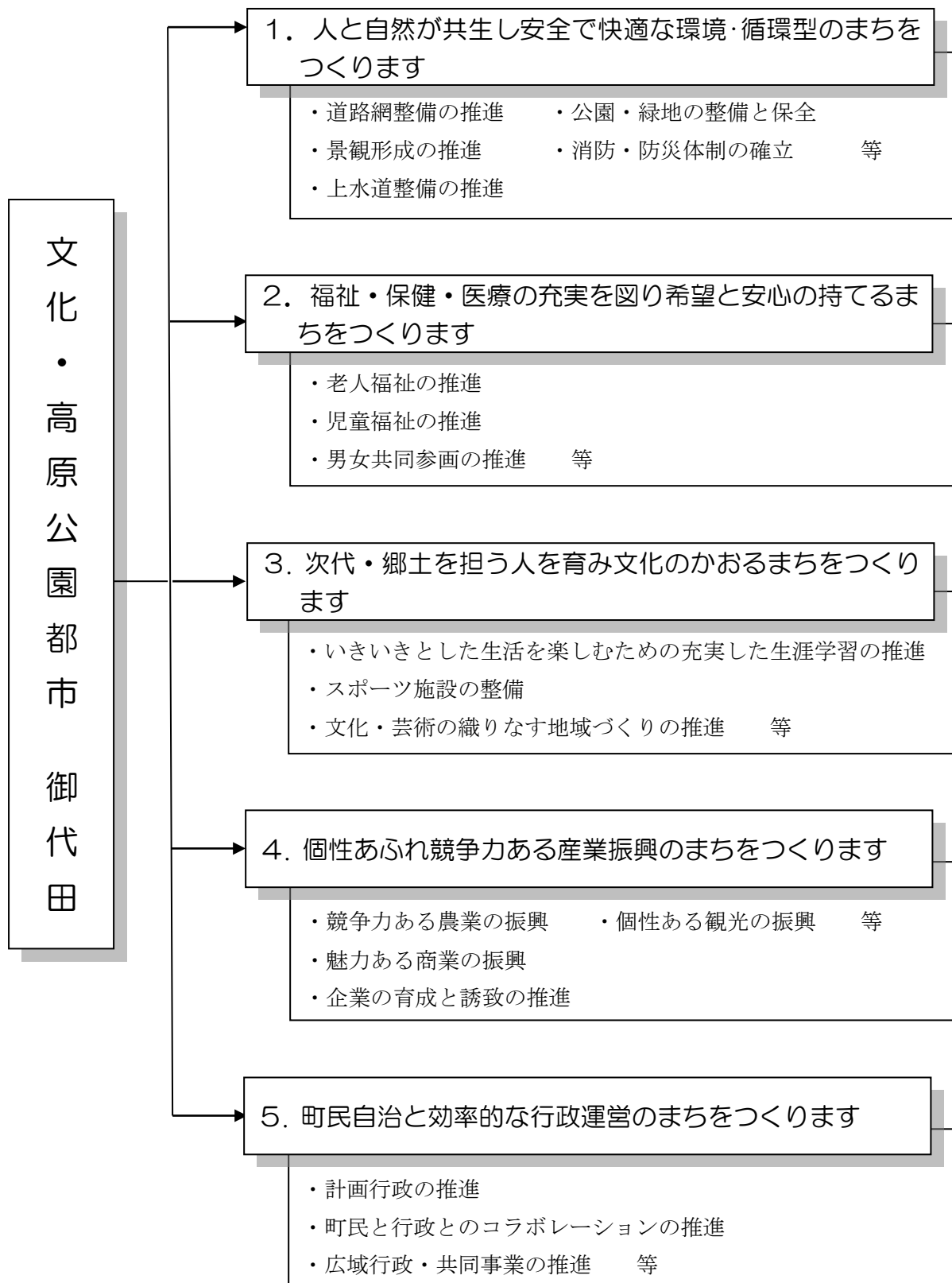
当町は、農業、工業、商業、観光の4本柱により活力あふれる産業の振興を目指して発展してきたまちである。今後もこの4本柱のバランスある発展と、高速交通網の整備による地域構造の変化に対応しうる自立した町の発展が望まれている。特に、伸び悩みを続ける工業については、近接する上信越自動車道佐久インターチェンジや中部横断自動車道佐久北インターチェンジの立地特性を活かし、新たな企業を誘致するなど、安定した就業の場が求められている。

また、町の中心に位置する御代田駅周辺における都市基盤の整備と適正な宅地化を誘導することも重点課題であり、まちづくりの目標である。

そこで、「御代田町都市計画マスタープラン」では、「御代田町第4次長期振興計画」における将来都市像と基本目標の達成を目指し、その実現に向けた都市整備の基本方針を以下に示すものとする。



## 1) まちづくりの5つの視点



## 2) 都市整備の基本方針

前述したまちづくりの整備課題を解決し、また、町の将来像である「文化・高原公園都市 御代田」の実現に向けた都市整備の基本方針を以下のように設定する。

### 1. まちの中心づくりの推進

- 中心核の魅力づくりと活性化の推進(しなの鉄道御代田駅周辺を町の中心核として位置づけ、重点的整備を行う)
- 中心市街地における公的なまちづくり支援の推進
- 根幹施設の整備による駅へのアクセス強化

### 2. 定住性の高い住宅市街地の整備

- 既存住宅地を含め、職、住、遊、学、文化のバランスのとれた都市機能の配置
- 住宅市街地内の公園緑地、下水道等基盤施設の計画的整備の推進
- 用途(住・商・工)混在に対する適正な土地利用誘導

### 3. 市街地の骨格形成

- まちの中心づくりを支援する骨格道路の見直し整備に合わせた歩行者系動線(通勤・通学路)の確保
- コンパクトで魅力ある中心市街地の土地利用形成と将来の発展を誘導する新たな産業用地等の確保

### 4. 高規格道路の立地を活かした道路体系の確立

- 高速道路(上信越自動車道)佐久インターチェンジ、中部横断自動車道佐久北インターチェンジを活かした広域幹線道路、都市内幹線道路の整備及びこれら幹線道路と市街地内道路のネットワークの形成
- 分散した旧集落地と既成市街地をネットワークする市街地幹線道路の整備と鉄道南北市街地の連絡(一体性)強化

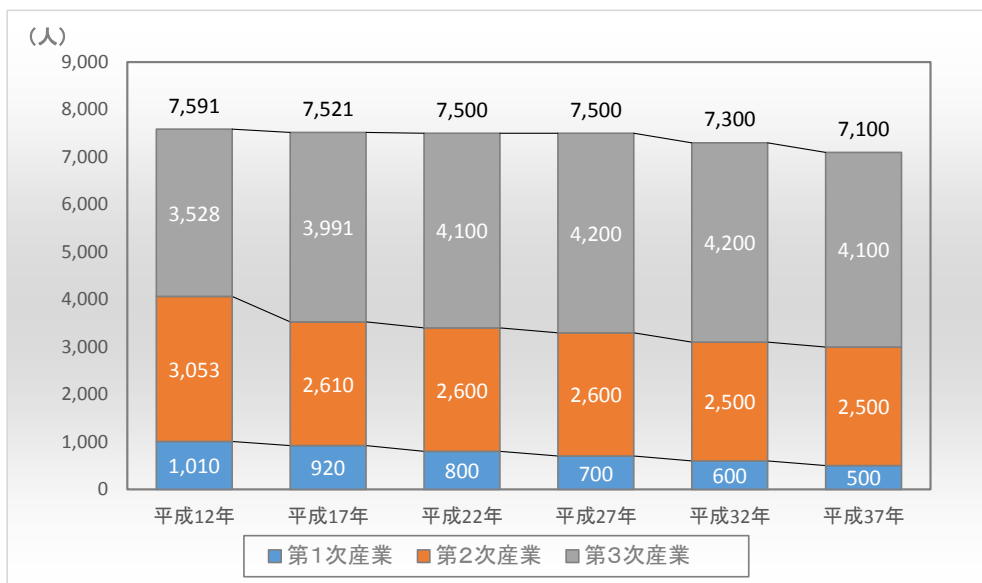
### 5. 防災親水緑地空間形成の推進

- 町内を流れる湯川、濁川、繰矢川、久保沢川等の河川を活用し、都市公園や風致地区を有機的に結びつけ、防災機能を有する水・緑の軸形成

## (2) 将来フレーム

人口、産業の特性・趨勢等の分析と今後の町の発展を考慮し、将来人口及び産業のフレームを以下のように設定する。（「御代田町第4次長期振興計画」の推計値を踏襲）

- 目標年次 平成37年（2025年）
- 将来人口 15,100人  
（世帯数：6,100戸）
- 就業人口 7,100人
  - 第一次産業 500人
  - 第二次産業 2,500人
  - 第三次産業 4,100人



## 2. 将来の土地利用

### 2-1 土地利用の構想

#### (1) 土地利用ゾーニング

##### **市街地整備ゾーン**

当ゾーンは、町の中心部にあり、都市計画用途地域が指定されている地域である。このため、基本的には指定された用途地域に対応した土地利用の適正化と都市基盤の整備を進めていくとともに、都市機能及び居住を誘導する制度の活用により、人口密度の維持や町の中心となる市街地形成の構築、賑わいの創出を図っていくものとする。

特に、人、物、情報の集まる御代田駅周辺地区は、賑わいの中心となる町の顔として、効率的な基盤整備により都市機能の充実を図っていくものとする。

##### **田園ゾーン**

当ゾーンは、上記市街地整備ゾーンを取り囲んでいる地域である。地域の土地利用形態は、概ね集落を包含する農用地により形成されている。

また、地域のうち、伍賀地区、児玉地区、町道御代田佐久線の北側と主要地方道佐久軽井沢線の西側、馬瀬口、塩野地区で優良農地が確保されている。

したがって、今後も用途の混在を最小限にとどめ、土地基盤の整備、農村集落の環境整備を推進し、潤いのある農業の拠点として維持していくものとする。

##### **農業的土地利用調整ゾーン**

当ゾーンは、田園ゾーンの中であって、一般国道18号から「1,000m林道」までの地域を主とし、ほ場整備された農地及び優良農地を除いた地域である。

したがって、今後も農業的土地利用とともに、都市的土地利用を受け入れていく地域として位置づけ、均衡ある農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図っていくものとする。

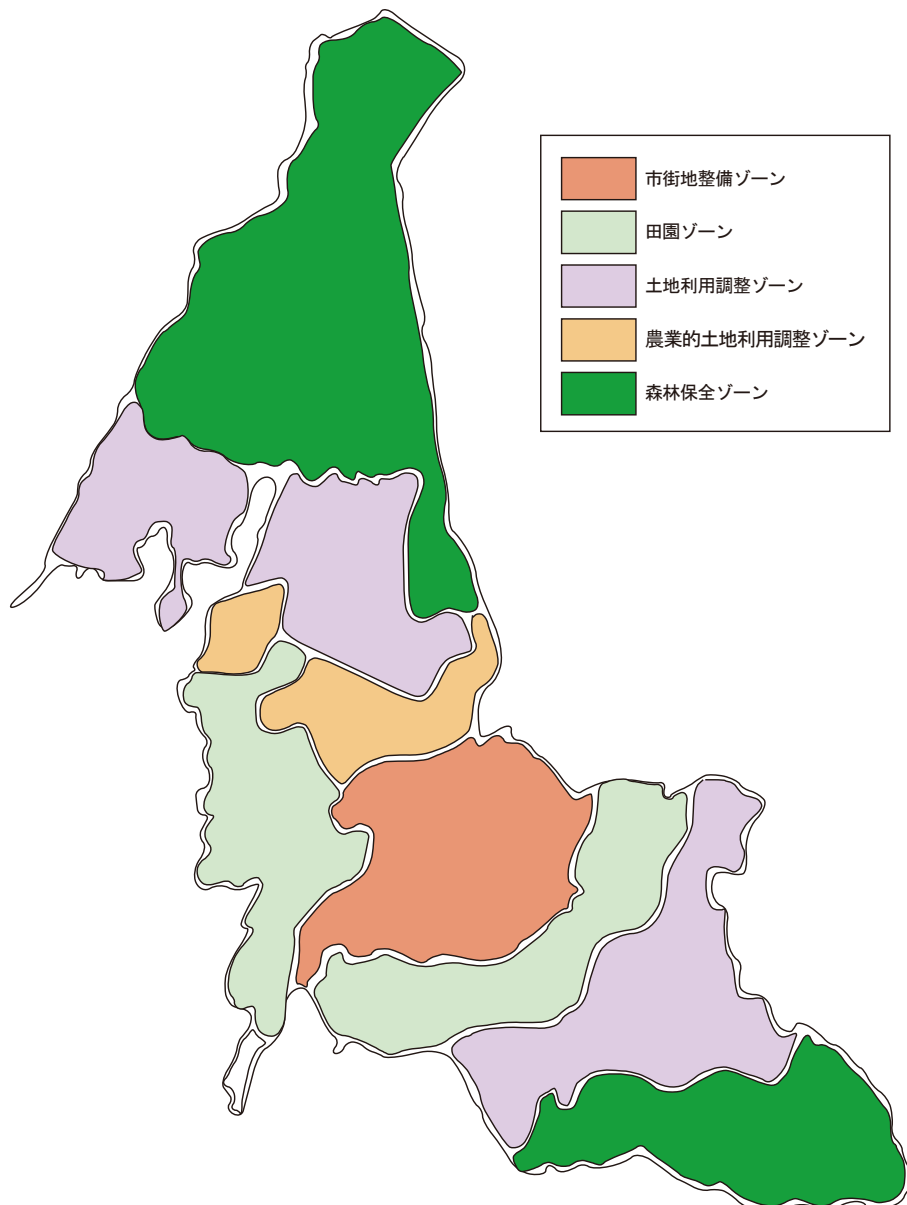


### 土地利用調整ゾーン

当ゾーンは、農業的土地利用調整ゾーンと森林保全ゾーンとの中間の地域であり、浅間山麓及び森泉山の麓の地域である。したがって、今後も都市的土地利用は行わず、林業の振興とともに良好な自然環境、水資源、緑資源の保全及び防災等に十分留意しながら、多目的な活用をしていくものとする。

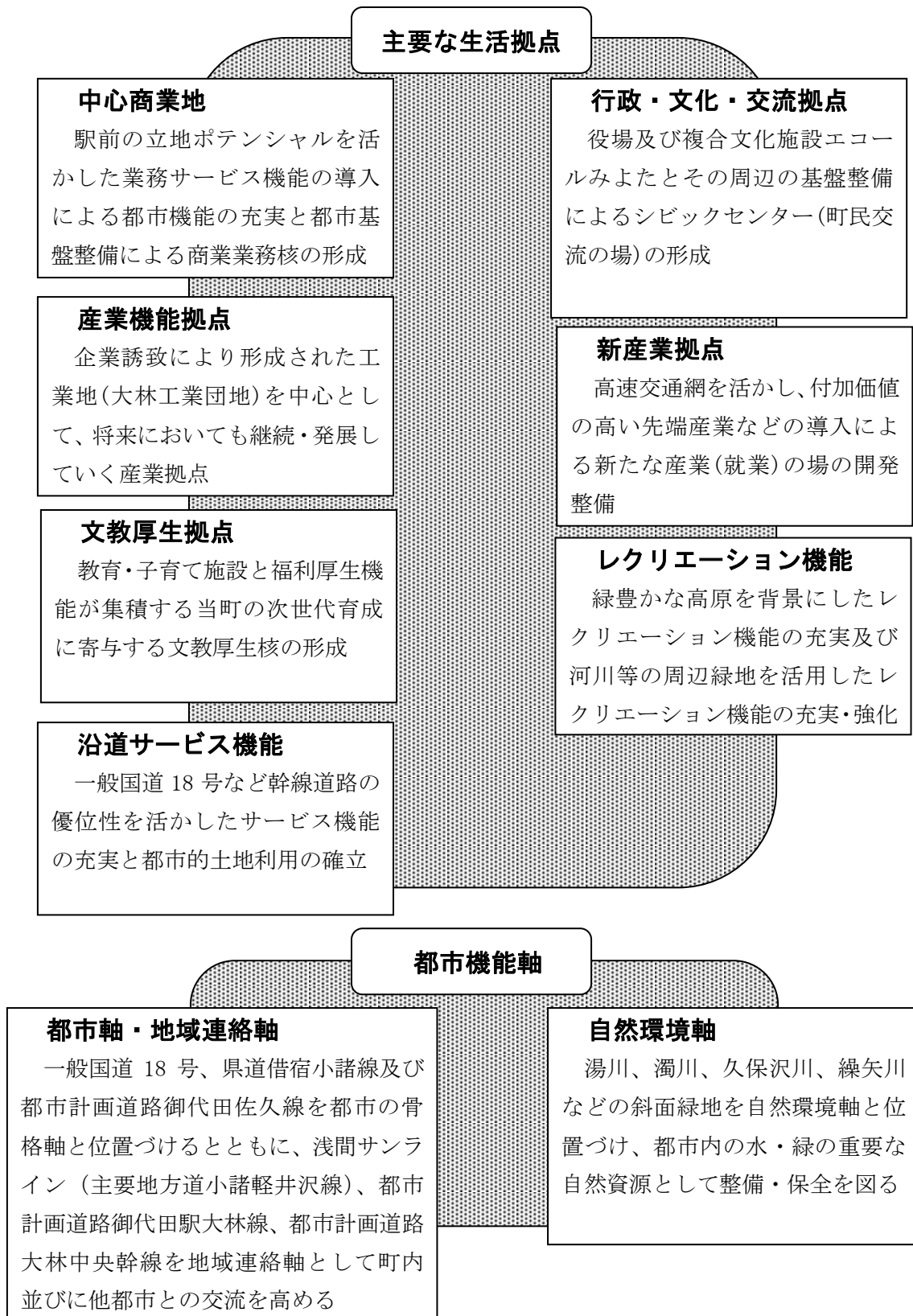
### 森林保全ゾーン

当ゾーンは、当町北側の国有林及び南側の森泉山、平尾山を主とした地域であり、水資源のかん養及び防災に留意しつつ、恵まれた自然環境の森林地域を長期的に保護・整備するものとし、開発は行わないものとする。

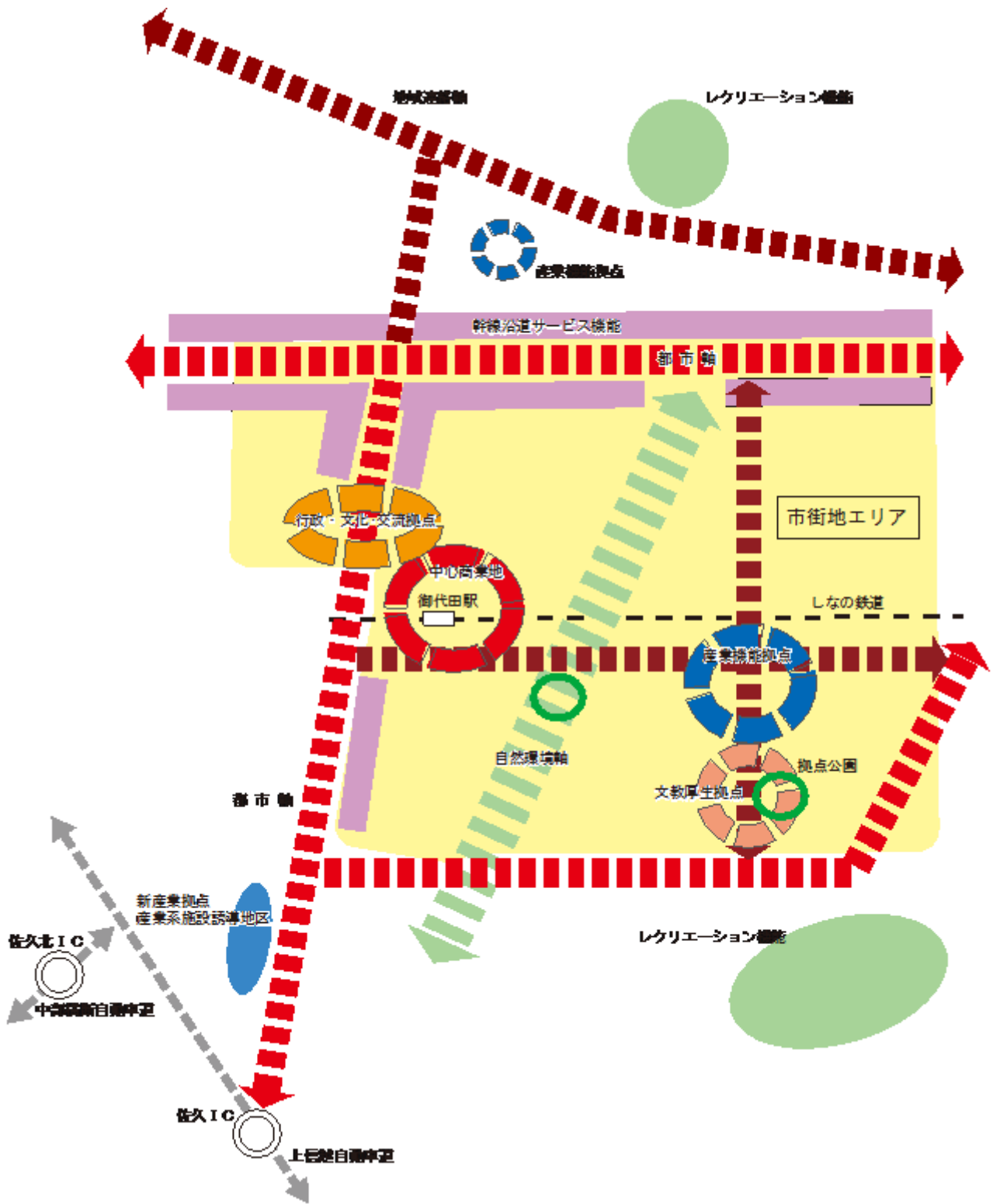


## (2) 将来都市構造

当町の将来都市像の実現に向けて、重点的な整備を推進する必要がある主要な生活拠点及び都市機能軸を以下に設定する。



# 将来都市構造図



## 2-2 土地利用の方針

### (1) 基本方針

環境と景観に配慮した緑豊かな高原都市を目指し、計画的な市街地の形成と、貴重な自然資源である森林・農地の保全と活用を図るため、土地利用の基本的な方針を以下のように設定する。

#### **市街地の土地利用配置方針**

現在の市街地を構成している御代田駅周辺地区は、将来においても商業地を中心とする住宅市街地として、基本的なフレーム(区域)には大きな変化はないものと想定される。しかし、佐久インターチェンジに近接する小田井地区南(主要地方道佐久軽井沢線沿道)、及び馬瀬口地区(一般国道18号沿道)においては、その立地特性を活かした土地利用誘導を図っていくものとする。

#### **産業系用地の配置方針**

市街地内における産業系用地は、ほぼ飽和状態であり、今後の雇用対策に向け、進出企業の動向、社会経済状況等を見極めた上、必要な新規産業系用地(工業・流通業務)の確保を慎重に進めていくものとする。なお、具体的な位置等については、小田井地区をはじめ、「農業的土地利用調整ゾーン」を基本に、農林業との調整を図りつつ検討していくものとする。

#### **文化・行政施設用地の配置方針**

役場、複合文化施設等の公共系施設が集積する駅北側をシビックゾーンと位置づけ、文化、交流の拠点地区としてその機能強化を図るものとする。

#### **文教・厚生用地の配置方針**

小学校、保育園、児童館のほか、町内唯一の第二次救急病院である中央記念病院、介護老人保健施設が立地する雪窓地区は、町民の子育て・教育、医療・福祉の増進に寄与するゾーンとして位置づけ、文教厚生機能の維持・集積・強化を図るものとする。

#### **農地及び自然環境の保全と活用**

農用地については、野菜を主とする都市近郊型農業と高付加価値型農業を中心とした農業経営の規模拡大及び農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、優良農用地の保全と農業経営の安定を図る土地利用を進めていくものとする。

また、浅間山麓を代表とする貴重な森林資源については、公益的機能を保ちつつ、教育文化・レクリエーション活動の場としての活用を図るものとする。

## (2) 都市的土地利用の配置方針

既成市街地の土地利用の適正化を図るとともに、将来の人口増加に対応するための住宅地の確保と都市機能の充実に向け、商業業務地及び工業地などを適正に配置し、良好な定住環境の形成を目指すため、市街地における都市的な土地利用の方針を以下のように設定する。

### **商業業務地**

- 御代田駅周辺においては、まちの顔として、また、町の中心商業地としての役割・位置づけが大きいことから、その機能の充実を図るべく、商業機能、サービス業務機能等、都市機能の強化による拠点商業地の形成を目指す。
- 特に、駅南側の区域は、広域的観点からの駅前広場の再整備に合わせた商店街のリニューアル(修復整備)を促進し、魅力ある商業地形成を目指す。駅北側の区域についても、役場、銀行などの公共公益施設と生活便利施設(スーパー等)の一体化を図り、コンパクトで利用しやすい商業業務地の形成を目指す。
- これまで地域の生活拠点としての役割を担ってきた町内各所に点在・連担している近隣の商業地については、個店の共同化・集約化などにより地域ニーズに合った商店形成に努めるとともに、地域の交流の場にふさわしい近隣サービス拠点の形成を図る。

### **住宅地**

- 既成市街地及び主要道路の沿道に立地する住宅地については、住環境の保全に配慮しつつ、商店と住宅が共存する複合住宅地の形成を図る。
- 市街地(用途地域内)のうち、駅近接の既成市街地を除く新興市街地については、恵まれた自然景観、風致地区及び中小河川緑地等の自然資源を有効に活用し、計画的な公園緑地を配置することにより緑豊かな低層住宅地の形成を図る。
- 一般国道 18 号、町道御代田佐久線などの幹線道路沿道地区については、沿道サービス施設との調和・共存を図りつつ、後背地の専用住宅地の居住環境を保護する役割を担う中高層住宅地の形成を目指す。
- 住宅地の整備にあたっては、住環境の向上を目指して施行された「御代田町環境保全条例」、「御代田町開発指導要綱」等により良好なまちづくりの形成を図る。

### **工業地**

- 工業地の土地利用については、市街地内における住宅地の環境を保護する観点から、基本的には住宅地との分離を図ることとし、既成市街地内(住宅地内)に点在する工場の移転を促進することにより、用途の純化を進めていくものとする。
- 用途地域内の準工業地域は、ほぼ全域が利用されている状況にあるため、生産力と雇用の増大、所得の向上等を目的として、環境の保全と調和に配慮し、進出企業等の動向、社会経済状況等を見極めたうえ、新たな工業用地の確保を慎重に進めるものとする。
- 新たな工業用地の候補地としては、上信越自動車道佐久インターチェンジに近接する小田井地区(用途地域外)、一般国道 18 号と浅間サンライン(主要地方道小諸軽井沢線)の間に位置する「農業的土地利用調整ゾーン」などが、その立地特性等から適地としての可能性が比較的高いと考えられる。ただし、工業団地の造成は、企業進出の動向、社会経済状況等を見極めて慎重に行うものとする。

### **沿道サービス施設地**

- 当町の都市軸を構成する一般国道 18 号及び町道御代田佐久線の沿道においては、軸としての形成を図る観点から、また、幹線道路の整備効果を期待することからも、沿道サービス施設の誘導を促進し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の形成を目指す。

### 3. 都市施設の整備方針

#### 3-1 道路網の整備方針

##### (1) 基本方針

道路網の整備は、都市の骨格形成、土地利用の誘導、都市景観の形成、防災空間、居住環境の形成など、都市整備の根幹的な役割を担うものである。

このことを踏まえ、都市機能の充実・強化を図るため、道路網整備の基本方針を以下のように設定する。

##### ○将来都市構造との整合

市街地における土地利用の適正な誘導や都市機能の再編を促す骨格道路、市街地と主要拠点(集落地等)間を連絡する幹線道路など、将来の都市構造に対応した道路網の構築を推進する。

広域交通拠点(インターチェンジ等)及び周辺地域から中心市街地へのアクセス交通や市街地内の発生交通を円滑に処理し、町内の連携を強化するため、3本の都市軸(一般国道18号、町道御代田佐久線・主要地方道佐久軽井沢線、一般県道借宿小諸線)の機能強化を推進する。

##### ○将来の交通需要に対応した幹線道路の整備

一般国道18号と佐久インターチェンジを結ぶ御代田佐久線の交通量の増大に対応するため、これらの幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進する。

また、都市内交通の円滑化を図るため、鉄道により分断された市街地を連絡する南北方向の補助幹線道路整備を推進する。

ただし、大林中央幹線のしなの鉄道との立体交差部については、技術的な面で困難性を伴うとともに、膨大な事業費を要することから見直しを検討する。

##### ○土地利用を促進する市街地内道路の整備

一般国道18号としなの鉄道の間位置する御代田駅北部市街地の都市的土地利用への転換を促進するため、既決定都市計画道路東原西軽井沢線の整備強化を図る。

### ○個性と魅力ある快適な道路空間の整備

魅力ある駅前道路の整備や、景観に配慮した市街地内道路の整備など、街並みを支える美しく快適な道路空間の創造に努める。

また、中心商業地においては、親しみとゆるおいを感じる道路空間の創出、安全で快適に歩ける道路整備に加え、土地の高度利用や空地の活用による駐車場の確保に努める。

### ○公共交通体系の確立

多様な交通需要に対応するため、タクシー利用助成券事業や既存公共交通の充実により交通弱者への支援を検討するとともに、駅前広場の改善などによる利便性の向上を図る。

また、福祉のまちづくりの観点から、段差の解消や広い歩行者空間の確保等に努める。

### ○身近な生活道路の整備

市街地周辺部及び集落部においては、各地域内の発生交通を円滑に処理するため、県道の拡幅整備を推進し、主要道路を適切に配置する中で、身近な生活道路の整備により地域のバランスを図る。



## (2) 基本道路網構成の設定

当町の道路網構成は、将来の都市構造や交通流動に應えるために示した前述の基本方針並びに現在の都市計画道路を基本に、一般国道 18 号、浅間サンライン（主要地方道小諸軽井沢線）、一般県道借宿小諸線の 3 本の東西軸及び南北軸である町道御代田佐久線、主要地方道佐久軽井沢線の幹線道路を基本に設定する。

なお、道路網構成を計画するにあたっては、各道路別の機能を考慮することが必要であり、道路の段階構成の考え方にに基づき道路の位置づけを行うとともに、各道路の役割を以下のように設定する。

●**広域幹線道路**:都市間交通や通過交通などの比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備え高い容量を有する道路

① 一般国道 18 号(2車線・幅員 18m)

- ・当該道路は、他都市との連絡機能を有する幹線軸であると同時に、当町を構成する都市軸(東西軸)である。

●**幹線道路**:主要幹線道路及び主要交通発生源などを有機的に結び、都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路

② 町道御代田佐久線(2車線・幅員 18m)

③ 主要地方道佐久軽井沢線の一部(2車線・幅員 18m)

④ 浅間サンライン(主要地方道小諸軽井沢線)(2車線)

⑤ やまゆりライン(町道三ッ谷普賢寺線)(2車線・幅員 12m)

⑥ 一般県道借宿小諸線(2車線・幅員 18m)

⑦ 都市計画道路御代田駅大林線(2車線・幅員 12~16m)

⑧ 都市計画道路大林中央幹線(2車線・幅員 36m)

- ・上記道路は、広域幹線を補完し、地域間を連絡する主要な道路であると同時に、当町を構成する都市軸および各集落地域における生活幹線としての役割を担う道路である。

●**補助幹線道路**:近隣住区と幹線道路とを結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路

⑨ 主要地方道佐久軽井沢線の一部(2車線)

⑩ 町道塩野区内線の一部(2車線)

⑪ 一般県道草越豊昇佐久線(2車線)

⑫ 一般県道馬瀬口小諸線(2車線)

⑬ 一般県道御代田停車場線(2車線)

⑭ 一般県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線(2車線)

- ⑮ ふるさと農道（町道児玉横根線）（2車線）
- ⑯ 都市計画道路小田井向原線（2車線・幅員16m）
- ⑰ 都市計画道路東原西軽井沢（2車線・幅員16m）
- ⑱ 都市計画道路平和台線（2車線・幅員12m）
- ⑲ 都市計画道路西軽井沢環状線（2車線・幅員12m）

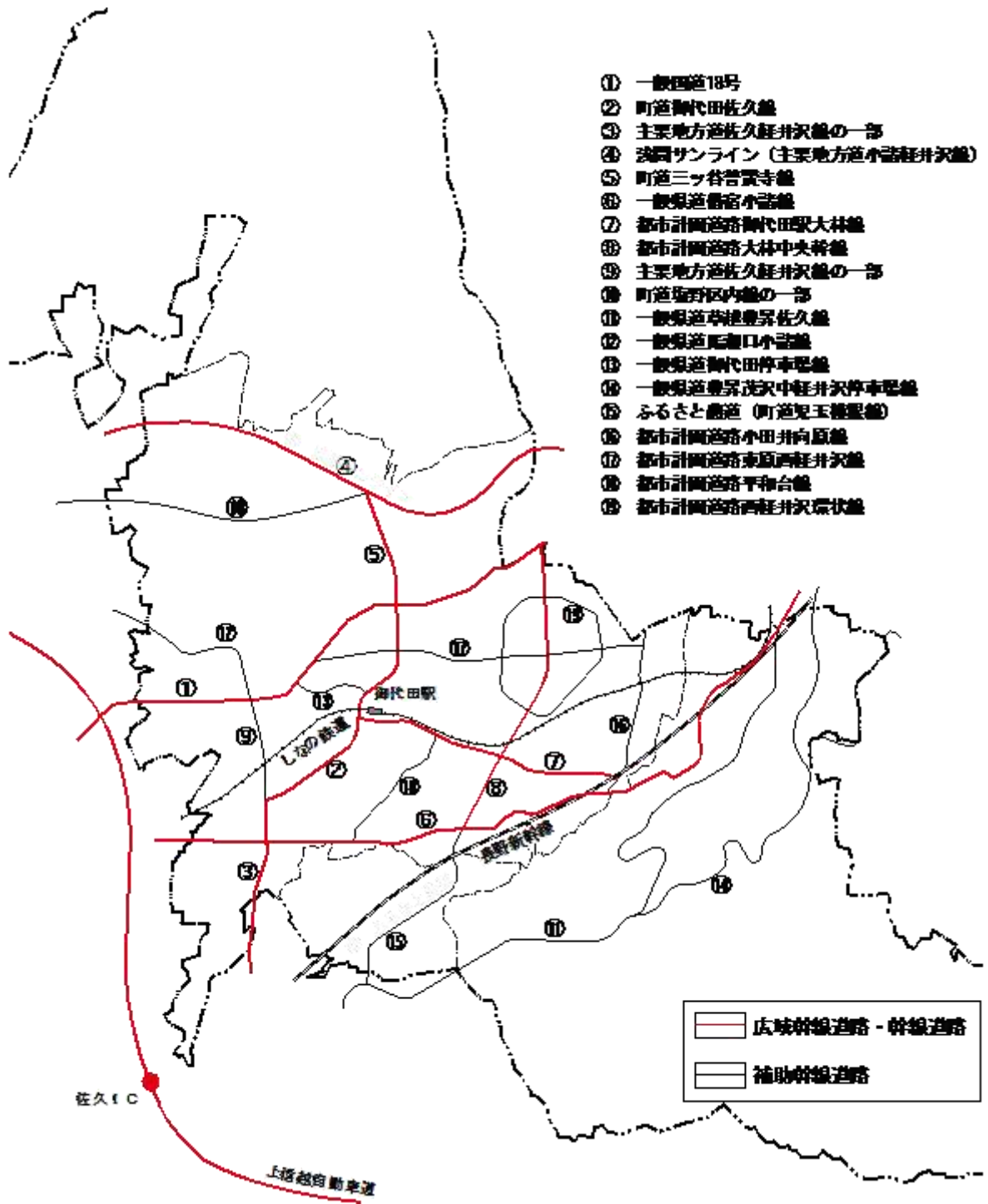
・上記道路は、幹線道路を補完し、各地域（集落地等）の主要な道路であると同時に、市街地を構成する重要な生活軸である。

以上の幹線道路の段階構成により、当町の地形等の土地特性を考慮し道路網構成を以下に示す「道路網配置方針図」として設定することとする。

なお、地形等により困難性を伴う路線については、適宜計画決定の変更を行い、長期的な展望のもとに整備を推進するものとする。

また、道路網計画において、隣接市町との整合が図られていない路線については、「都市計画道路整備プログラム」の策定等に合わせ、隣接市町等関係機関と協議を行うものとする。

### 道路網配置方針図



## 3-2 公園緑地の整備方針

### (1) 基本方針

良好な定住環境の実現を目指し、環境と共生するまちづくりを積極的に進め、緑の保全・活用を図ることを整備の基本方針とする。

このため、公園緑地の一層の整備充実、また、緑地や樹木の保全と活用、緑豊かな市街地景観の形成、水辺環境の保全や整備を推進し、快適な都市環境を創出する。

### 公園緑地の整備

公園の整備に関しては、基本方針を踏まえつつ、以下の視点を中心とした積極的な整備を推進する。

- 公園緑地の体系的な整備
- 市街地における計画的な公園整備
- 多様な機能を有する公園緑地の整備
- 河川空間等の有効活用
- 地域資源を活用した公園整備

### 緑豊かな地域環境の形成

緑あふれる地域環境を形成するため、以下に示すことを基本とした緑化を推進する。

- 身近な公園・児童遊園などの緑化を推進し、みどりのボリュームアップを図る。
- 道路わきの小スペースを活用したポケットパーク等の確保。
- 緑豊かなまちづくりのモデルとなるよう、文教・公共施設の先行的な緑化を推進する。
- 公共空地や一般宅地内の緑化の推進とともに、生垣の設置や普及による接道部の緑化推進を地域ぐるみで展開する。
- 工業地においては、工場緑化を推進し、快適な生産環境と地域環境の創出を図る。

## 系統別の配置方針

### ○環境保全系統配置方針

- ・湯川、濁川、繰矢川、久保沢川等の河川を緑地の軸線として位置づけるとともに、その他の中小河川、用水路等を利用し、緑地の軸線から派生する緑地として配置し、広域的な緑地の連携を図る。
- ・地域森林計画区域の樹林地、農村地域の集落屋敷林や高垣根、点在する果樹園や樹林地、さらに社寺境内樹林地等を自然的環境保全緑地として位置づけ、保全・整備に努める。

### ○レクリエーション系統配置方針

- ・既成市街地内に位置する龍神の杜公園を地域住民のやすらぎ・憩いの緑地空間として位置づける。
- ・市街地南部に位置する雪窓公園と周辺スポーツ施設及び北部のやまゆり公園を全町民のスポーツ・レクリエーション施設として位置づける。
- ・南部地域の湯川、久保沢風致地区及び北部地域の濁川、繰矢川の周辺緑地については、自然体験学習をはじめとした野外レクリエーション・スポーツの場として、山間部の森林環境地域とともに、観光レクリエーションの拠点として位置づける。

### ○防災系統配置方針

- ・開設済みの都市公園等をはじめ、新たに配置する街区公園を近隣及び地区レベルの避難地として位置づける。
- ・都市(町)全体の避難地として、雪窓公園と周辺のスポーツ施設、雪窓湖及びその周辺緑地を位置づける。

### ○景観構成系統配置方針

- ・湯川、濁川、繰矢川、久保沢川などの水辺景観の保全を図るとともに、これらの帯状緑地及び街路樹を線状の緑地として有機的に連結させ、景観緑地として整備を図る。
- ・雪窓公園及び雪窓湖とその周辺緑地(雪窓風致地区)など面的広がりをもつ緑地を景観構成の拠点として位置づけ、良好な都市景観の創出を図るとともに、湯川ダム及び露切橋周辺、豊昇ふるさと公園の水辺景観を景勝地として位置づける。

## (2)公園緑地の配置方針

ここでは、当町における将来人口規模に対応した公園緑地を検討する。

### **都市基幹公園(総合公園、運動公園等都市全体として計画する公園)**

都市基幹公園においては、概ね 10ha 規模の総合公園と 15ha 規模の運動公園があげられるが、将来人口規模に対応した必要面積は概ね 4ha と想定される。

したがって、当町においては必ずしも必要な公園でないことから計画にあたっては、周辺市町村と調整のうえ、必要な規模及び位置の検討を行うものとする。

### **住区基幹公園(人口1万人を対象として計画する公園の総称)**

#### **<地区公園>**

地区公園については、市街地に居住する人の利便性を考慮して、できるだけ市街地の中心部に配置することを基本とする。

将来人口規模に対応する必要面積としては、1箇所、概ね4ha であり、町の中央部に雪窓公園(5.5ha)が整備されているとともに、北部にはやまゆり公園(4.0ha)が整備されており、地区公園としては充足していることから、新たな計画は行わないものとする。

#### **<近隣公園>**

近隣公園については、各住区(小学校区)に1箇所、概ね2ha 規模を配置することが基本とされている。

しかし、当町の場合、2つの小学校区が設定されているものの、将来人口規模に対応する必要面積を考慮すると、市街地内に整備されている龍神の杜公園(2.8ha) に対応できることから、新たな計画は行わないものとする。

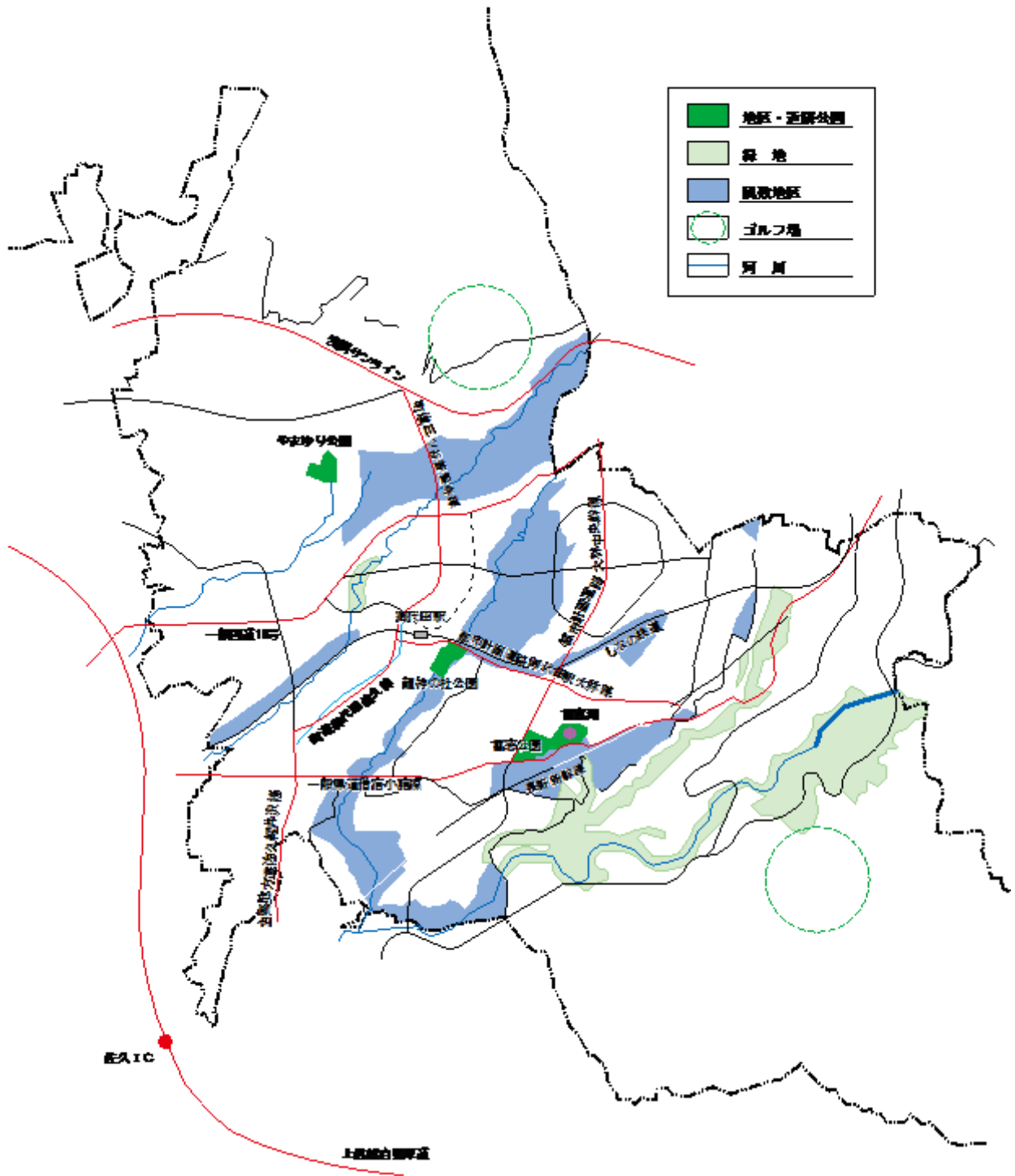
#### **<街区公園>**

街区公園は、市街地内の身近な公園として利用されるものであり、適正な規模及び誘致距離などを考慮し、計画されるものである。

当町の場合、飯玉公園と栄町公園の2箇所が計画決定されているが、未整備である。しかし、機能的に街区公園を兼ね備えた公園として雪窓公園と龍神の杜公園が整備されており、整備量としては充足している。

このため、今後の整備にあたっては、市街地の人口動向により新たな街区公園を配置するとともに、計画決定の見直しを検討していくものとする。

# 公園・緑地配置方針図



### 3-3 河川・下水道・上水道の整備方針

#### (1) 河川の整備方針

当町における河川は、一級河川が湯川、濁川及び繰矢川の3河川、総延長 13.0km、準用河川が久能沢川、滝沢川及び重ノ久保川の3河川、総延長 8.8km であり、一級河川は県管理、準用河川は町管理となっている。

各河川とも増水時や定期的なパトロールにより、危険箇所の把握に努力するとともに、今後の宅地開発状況等を考慮しつつ、水害の危険性の高い所から順次改修を図っていくものとする。合わせて、農業排水路の改修も促進するものとする。

また、面的整備の実施や市街地人口の増加に伴う雨水流出量の増大に対応するため、雨水排水施設の未整備な地域については、その整備計画の策定を検討していくものとする。

#### (2) 下水道の整備方針

下水道については、生活基盤を支える重要なライフラインであるとともに、公共水域の水質を保全する最も基本的な施設である。

これらを踏まえ、町の最重要施策として公共下水道事業に取り組み積極的にその整備を図る中で、馬瀬口地区においては緊急下水道整備特定事業の適用を受けた。また、塩野地区においては公共関連特定環境保全公共下水道事業の採択を受ける等、効率的な事業展開に努めてきた。その結果、平成 25 年度には、760.1ha において供用が開始されている。

今後とも生活環境の向上と公共水域の水質保全を図るため、以下の方針により整備を促進していくものとする。

- 整備済地区における積極的な普及活動に努める。
- 適確な管路整備に基づく供用区域の拡大を図り、事業経営の早期安定に努める。
- 平成 32 年度を目途に全体計画区域 865ha の整備促進を図る。
- 施設の効率的運営を図るとともに、適切な料金体制を確立し、健全経営への取り組みを強化する。



### **(3) 農業集落排水事業の整備方針**

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、生活環境の改善など農業社会のニーズに応え、自然環境の保全を目的として行われるものである。

当町では、平成6年の事業着手以来5年の歳月をかけ平成10年度に管路、処理場等の建設工事を完了した。平成9年12月から供用を開始し、平成11年度から施設の維持管理業務等を行っている。

今後も処理場等施設の機能を維持するとともに、使用者の意識を高め、施設の耐用度の向上に努めていくものとし、以下の方針により事業の推進を図っていくものとする。

- 町と事業組合と協議検討を重ね、双方の関わりを明確にし、事業の経営安定化を図る。
- 自らの施設であるという意識の高揚と、健全経営への取り組みを強化していく。

### **(4) 個別排水処理施設整備事業**

本事業は、公共下水道や農業集落排水事業のように集散的（処理場）に処理することが適当でない地域を対象に実施されるものであり、合併処理浄化槽を町が各戸に設置し管理するものである。

今後、事業執行及び維持管理において、町と地元との関わり方などの課題を解決しつつ、事業を推進していくものとする。

### **(5) 上水道の整備方針**

当町の上水道は、現在、概ね御代田小沼水道と佐久水道企業団により供給されている。

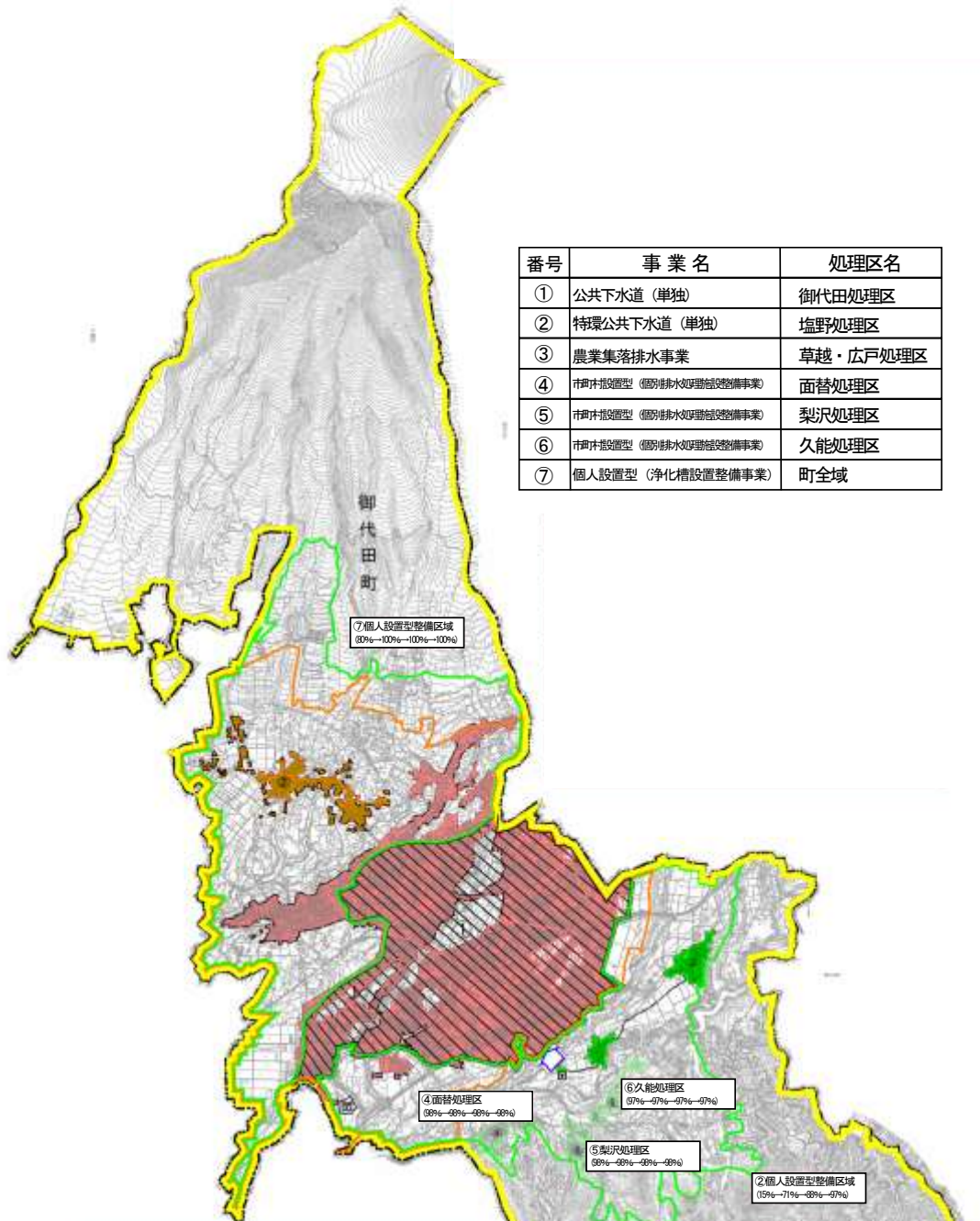
当町における今後の水需要は、宅地化の進展、下水道の普及、企業活動の活発化などにより増加するものと予想されることから、各水道の安定供給体制の確立を図るものとする。

また、水道水源付近での開発が進み、別荘などが建設され、水道水の汚染が心配されることから、水源の保全対策強化に努め、安全な水道水の供給を行うものとする。

これらを踏まえ、今後、以下の方針により整備を促進していくものとする。

- 下水道等整備に合わせた計画的な配水管・配水池等の整備を促進する。
- 御代田小沼水道の老朽石綿管布設替等の整備を行う。
- 将来にわたる安定的な水源の確保を図るとともに、安全でおいしい水道水の供給を目指す。
- 施設整備が必要な箇所については、佐久水道企業団・浅麓水道企業団への整備促進の要望を行う。
- 適正な料金体制を確立し、水道事業の健全経営に努める。

# 下水道計画図



番号	事業名	処理区名
①	公共下水道(単独)	御代田処理区
②	特環公共下水道(単独)	塩野処理区
③	農業集落排水事業	草越・広戸処理区
④	市町村設置型(個別排水処理施設整備事業)	面替処理区
⑤	市町村設置型(個別排水処理施設整備事業)	梨沢処理区
⑥	市町村設置型(個別排水処理施設整備事業)	久能処理区
⑦	個人設置型(浄化槽設置整備事業)	町全域



### **3-4 ごみ処理施設の整備方針**

#### **(1) 基本方針**

当町における可燃ごみ処理施設は、民間業者へ委託し処理を行っている。

当町の可燃ごみの安定的な処理確保を図り、また、佐久市、北佐久郡 3 町、南佐久郡 6 市町村に係る可燃ごみを処理するため、可燃ごみ焼却施設（新クリーンセンター）を、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町で構成する一部事務組合で整備を推進する。

#### **(2) 配置の方針**

佐久市平根地区において、整備を推進する。

## 4. 市街地の整備方針

### 4-1 中心市街地の整備方針

#### (1) 市街地の現状と課題

しなの鉄道御代田駅を中心とする当町の中心市街地は、御代田駅へのアクセス道路として機能する都市計画道路御代田駅大林線の沿道商業地及び住宅地により形成されている。また、駅の北側に一部商業系施設や役場等の公共公益施設の立地がみられるが、概して旧来からの住宅地により形成されている。

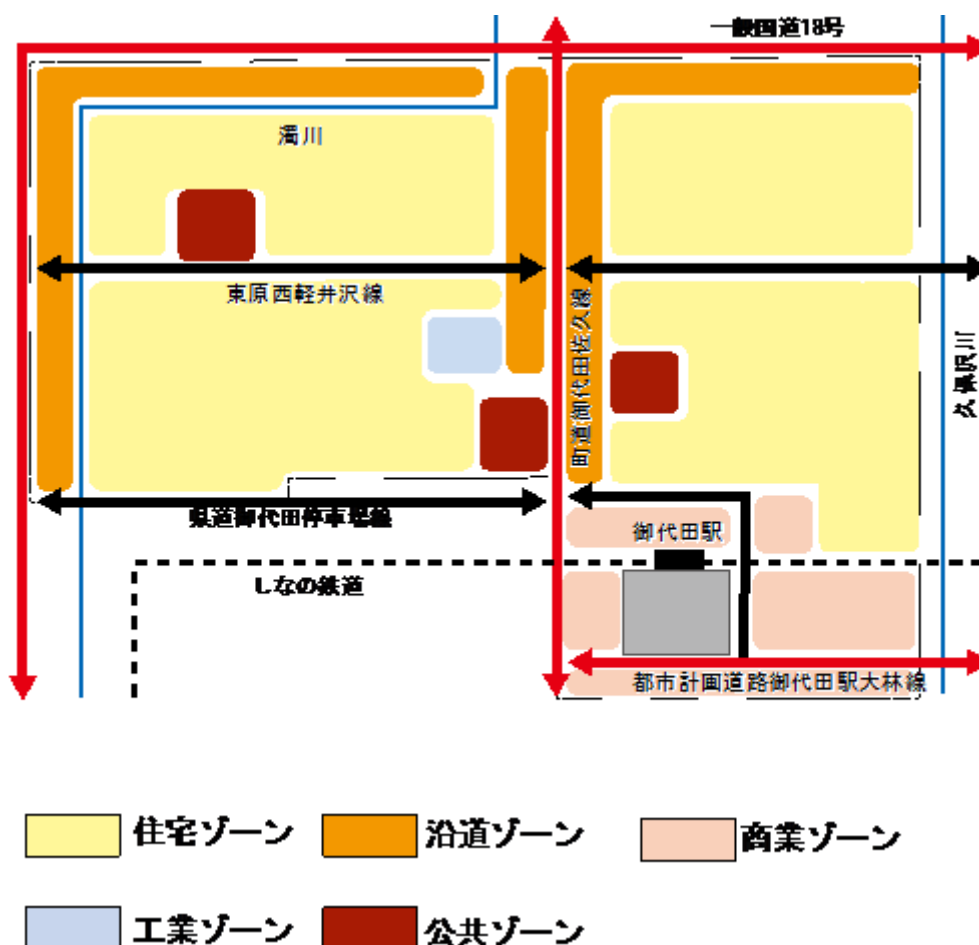
ここで、町の中心的役割を担う中心市街地として発展させていくため、解決していかねばならない幾つかの課題を以下に示す。

- 町の賑わいを創出していくために、今後、何が必要であるのか、また、ここに居住している人たちが何を求めているのか、その方向性を見極めていく必要がある。
- 鉄道駅は、地域の交通手段として、今なお大きな役割を占める重要な施設であると同時に、町の玄関口としての役割も担っている。そこで、町の顔としての駅前空間のリニューアル等が、活性化に向けての大きな課題となる。
- 中心市街地が賑わっていくためには、駅周辺の都市機能の集積を高めていくことが重要な要素である。なかでも駅へのアクセス強化として駅北側における生活幹線道路の整備が重要な課題となる。
- 中心市街地の活性化は、駅周辺の新たな商業機能の導入を検討することと同時に、利便性向上のため、駐車場(共同駐車場等)の確保が重要な課題である。

## (2) 駅周辺市街地の整備

- 駅周辺は、町の拠点的地区としての役割を担っていることから、南北一体となった中心商業地として位置づけ、整備を図る。
- 駅南の商店街の再構築と合わせ、駅北側においても新たな商業機能の立地誘導を図り、南北が一体となって中心市街地にふさわしい拠点性の高い商業地の確立を目指す。
- 駅は町の玄関口であることから、駅前広場の整備と駅舎の修復整備により、観光の町にふさわしい顔づくりを行う。
- 商店街の再構築に合わせ、駅利用者及び商店街利用者のニーズに応えるべく、商店街の後背地や低未利用地を活用して、駐車場・共同駐車場の整備を図る。
- 駅北側に立地する役場周辺地域は、複合文化施設、医療・福祉施設など町民の利用する公共施設や都市機能の一層の集積により、町民の利便増進を図る地区として整備する。

### 【駅周辺の市街地構成】



### (3) 周辺市街地の整備

- 駅周辺の後背地に位置する住宅地については、その立地特性や利便性を活かし、土地の有効かつ高度利用を図る。
- 良好な住宅地の形成を図るために、基盤施設整備を行うとともに、適正な敷地形状・規模を有する敷地を確保する。
- 上記以外の住宅市街地、特に役場から北側の一般国道 18 号までの都市的未利用地(農地)が多く残る区域においては、緩傾斜地の特性を活かせるよう変化に富んだ低層系の住宅地として整備を図るとともに、個性化、多様化する住宅ニーズに応えるため、菜園付き住宅、二世帯住宅などの区画割検討を行う。
- 市街地の骨格をなす一般国道 18 号沿道及び町道御代田佐久線の沿道地域は、そのポテンシャルを活かし、沿道サービスとしてふさわしい商業・業務系施設の誘導を図り、土地の有効・高度利用を促進する。
- これら沿道地域は、町のシンボリック位置も担うことから、地域特性を活かし、後背地の自然景観と調和する建物のデザインの統一化により、自然景観に溶け込んだ良好な沿道景観の形成を図る。

## 4-2 その他市街地の整備方針

### (1) 産業・工業系市街地

産業系業務機能(企業の本社・支社、事務所、研究所)の集積を推進する地域の候補地として、佐久インターチェンジに近接する当町南端の区域(小田井地区)への企業誘致を推進するとともに、誘致にあたっての基盤整備の推進、起業家育成、研究開発支援、人材育成、異業種交流等に努めるものとする。

### (2) 集落地

町北部の集落地(馬瀬口、塩野、清万・一里塚地区等)及び南部の集落地(草越、広戸、面替、豊昇地区)は、基幹集落としての日常利便施設の充実と道路などの生活基盤施設整備の促進を図るとともに、グリーン・ツーリズム(農村部における滞在型活動、施設)など地域特性を活かした整備を推進するものとする。

### (3) 文教・厚生市街地

御代田南小学校、雪窓保育園、中央記念病院が立地する地域は、次世代を担う子どもたちが健やかに育み、学ぶことができる保育・教育機能の強化、町民の健康と福祉の増進に寄与する医療・福祉機能の強化を図るものとする。

地域の保育・教育、医療・福祉機能の強化にあたっては、将来的な施設の建て替え、増床に対応した用途地域の見直しや地区計画の導入等について検討する。

## 5. 生活環境の整備方針

当町は、浅間山とその裾野に広がる森林、河川等の豊かな自然に恵まれ、それらは、田園風景や町並みと調和しており、良好な景観を醸し出している。

しかし、近年、この貴重な景観が、開発などにより次第に損なわれつつあることから、良好な自然環境の整備・保全を図るとともに、周辺の貴重な自然的環境景観と調和した都市景観の創出を図るものとする。

### 5-1 環境形成

#### (1) 都市環境の形成

- 快適で良好な居住環境の形成を目指し、緑豊かなオープンスペースの確保、快適な都市空間の整備等による、個性ある都市環境の形成を図る。
- 駅周辺は、地域の顔であるとともに、多くの人が集散する場であることから、回遊性のある交流と賑わいのある駅前空間の創出を図る。
- 役場、学校等の公共公益施設、町営住宅等の比較的大きな施設用地内においては、雨水や太陽熱の利用など自然エネルギー活用施設の導入を図り、自然環境・地域にやさしい都市環境の形成に努める。
- 御代田南小学校、雪窓保育園、中央記念病院が立地する地域周辺は、地区計画等の導入により、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境及び医療施設を利用する方にとって快適な周辺環境の創出に努める。
- 一般国道18号をはじめとした幹線道路の沿道については、広域的幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を誘導するとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するための歩道の設置及び植樹帯・植樹ますなどの沿道緑化の推進に努める。
- 工場については、周辺の良好な住宅地に配慮した緑豊かなゆとりある敷地の確保及び敷地内緑化の誘導に努める。
- 湯川、濁川、繰矢川、久保沢川などの市街地を流れる河川及び雪窓湖などの水辺空間は、周辺の緑豊かな斜面林等の緑と一体となった水辺空間の整備・保全を図る。



## (2) 自然環境の形成

- 国有林、保安林及び河川の斜面林は、その法律の趣旨に沿い、適切な保全・活用に努める。
- 市街地周辺の農用地などの緑は、農業振興、自然環境の保全及び良好な田園風景としてその保全に努める。
- 南部地域の湯川、久保沢風致地区及び北部地域の濁川、繰矢川の周辺の緑地については、自然体験学習をはじめとした野外レクリエーション・スポーツの場としての保全に努める。
- 大浅間ゴルフクラブ及びグランディ軽井沢ゴルフクラブは、レクリエーション空間としての保全に努める。

## (3) 集落環境の形成

- 農業を促進する区域については、緑地空間としての農地や樹林地の保全を図りつつ、既存集落における生活道路、農業用排水路の整備を推進し、豊かな自然環境と調和したゆとりある集落形成を目指す。
- 農村部において都市生活スタイルへの変化に対応するため、道路、農業集落排水事業などの基盤施設整備に加え、市街地部と同様に公園などの公共施設の充実を図る。

## 5-2 景観形成

町の景観形成にあたっては、以下の基本的視点に基づき行うものとする。

- 良好な景観の保全と新たな美観の創出
- 御代田町らしさのある景観の保全と創出
- 行政と住民や地域、企業が一体となった町民参加による美観の創出

### (1) 自然景観の保全と形成

- 浅間山麓高原風景等は、都市の骨格を形成する貴重な景観資源であることから、その保全に努めるとともに、体系的な利活用を図る。
- 当町は、長野県景観条例に基づく「浅間山麓景観育成重点地域」に指定されており、今後も建築活動や開発行為などに対して、景観保全・整備のための指導・誘導を図る。
- 市街地や幹線道路から眺望される建築物等については、建築デザイン・形態・色彩等が周辺環境と調和するように指導・誘導し、良好な景観形成に努める。

### (2) 市街地景観の整備

- 駅周辺を中心市街地では、歩道のカラー舗装、モニュメント、ストリートファニチャー等を設置するとともに、街路灯デザイン、照明などによる魅力的かつシンボリックな駅前市街地景観の形成を図る。
- 良好な自然環境に恵まれた住宅地では、豊かな緑資源の保全・育成を図るとともに、建築物デザインの規制・誘導、適正な敷地規模の確保、敷地外周の生垣化の誘導等により、良好な市街地景観の保全を図る。

### (3) 農村景観の形成

- 無秩序な虫食い状の宅地開発を規制し、優良農地の保全及び確保を図り、のどかな田園景観の保全を図る。
- 生垣化、農地、屋敷林及び緑地等を保全するとともに、緑豊かな良好な集落景観の保全・育成に努める。
- 公共施設や農業施設の整備にあたっては、自然緑地、農地、集落景観と調和した施設整備を推進する。

#### **(4) 沿道景観の整備**

- 道路、駐車場等の整備にあたっては、案内標識類の規格統一や既設看板類の整理など、周辺の景観と調和した色彩・デザインを施し、町民に親しまれる沿道景観づくりを推進する。
- 主要道路沿道に、植樹帯・植樹ます等を設置し、緑豊かなうるおいのある沿道景観の創出を図る。

#### **(5) 水辺景観の整備**

- 湯川、濁川、繰矢川及び久保沢川等のうるおいのある水辺景観及び河川沿いの斜面林の保全・育成を図るとともに、景勝地として親しまれている湯川ダム、露切峡周辺の優れた自然資源の保全を図る。
- 雪窓湖の水辺空間は、周辺の緑豊かな自然環境と調和した水辺景観の保全を図る。

#### **(6) 歴史的、文化的景観の保全と整備**

- 宿場としての面影が残る小田井宿一帯は、現存する出桁造り建築物などの歴史的、文化的資源を活かした街並み景観の保全に努める。
- 寺院、神社において、周辺景観に調和し良好な眺望を楽しめるよう沿道及び植樹帯に配慮した空間の創出を図る。
- 文化財の保護・保全に努めるとともに、美術館など文化的施設の周辺景観との調和を図る。

### 5-3 防災・情報化・福祉のまちづくり

#### (1) 防災まちづくり

平成 23 年の東北地方太平洋沖地震の発生を機に、防災に対する町民の意識が高まっており、地域における防災まちづくりの重要性が再認識されている。このようなことから、更に町民が安心して日常生活を送ることができる災害に強い安全で安心して生活できるまちを形成するため、都市構造そのものの防災性を高め、都市の不燃化の推進及び行政・町民・民間企業が一体となった防災まちづくりを推進する。

- 避難路及び避難場所の安全確保
- 建築物等における耐震性の向上及び不燃化の促進
- 急傾斜地における擁壁整備及び樹木伐採の制限
- 雨水流出抑制対策の推進
- 地域防災活動の育成・支援

#### (2) 情報化に対応したまちづくり

高度情報化の利益を活かした市民生活・文化の向上、産業活動の活性化を図るため、情報通信基盤や情報ネットワークの整備を図り、時代の潮流にあわせた創造力のある高度情報化まちづくりを推進する。

- 行政情報システムの整備
- 多様なニーズに応える情報システムの整備
- 情報化に対応する人材の育成

#### (3) 福祉のまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての町民がノーマライゼーションの理念のもとに、住み慣れた地域の中で支えあい、助け合える地域社会を創造する必要がある、すべての町民が社会参加をしやすくするため、駅をはじめとする公共施設等のバリアフリー化を推進する。

- 公共公益施設のバリアフリー化の推進
- 障害者福祉の充実、社会参加及び意識の向上

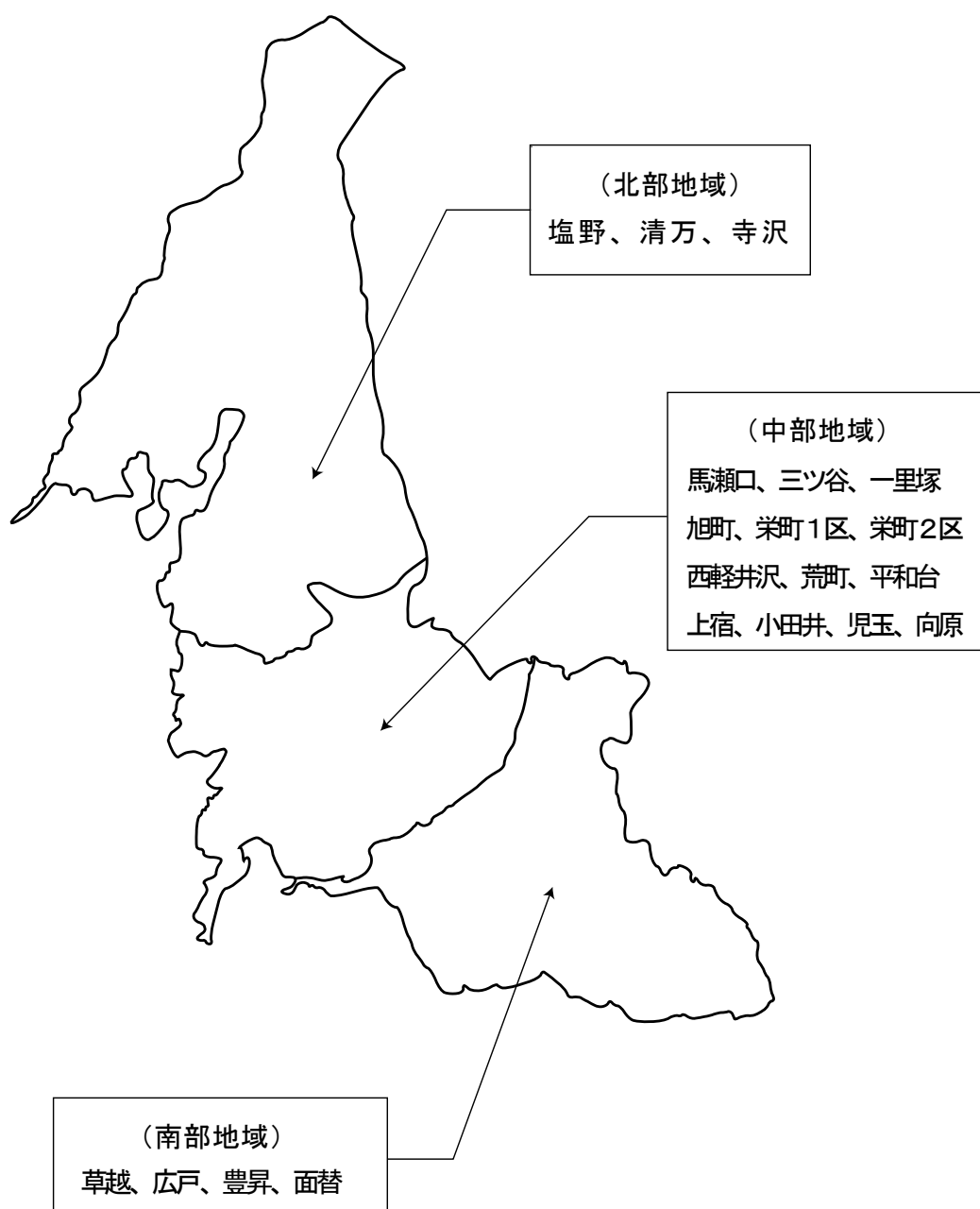
---

## 第Ⅱ章 地域別構想

---

### 1. 地域区分

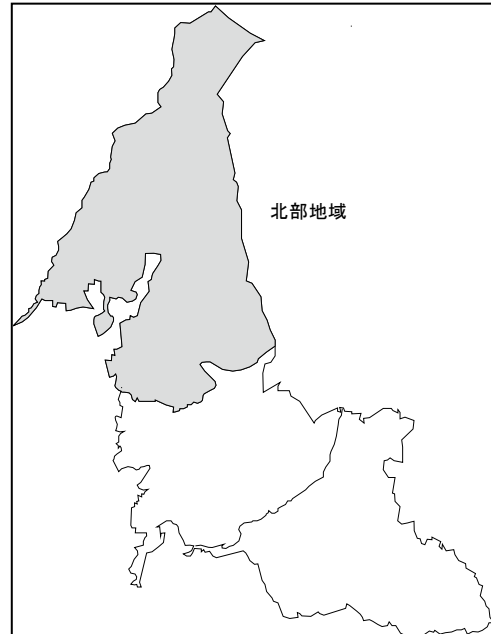
地域ごとのまちづくりを進めるため、町全域を以下の3地域に区分し、地域の特性にあったまちづくりの方針を設定する。なお、地域の境界は行政区により区分する。なお、各地域には以下に示す行政区を含む。



## 2. 北部地域

### 2-1 町における地域の位置づけ

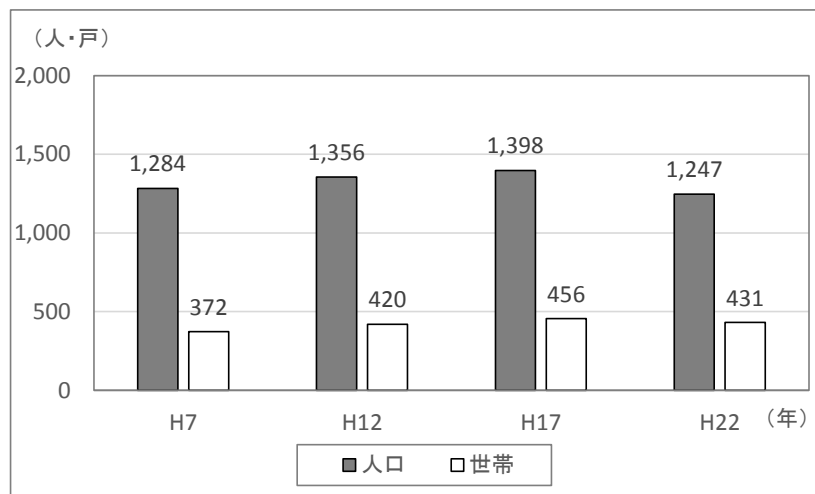
当地域は、町の北部に位置する浅間山麓の高原地帯であり、地域の約 78%以上が山林・原野でその大部分が国有林で占められている。これらの森林地域については、良好な自然環境の保護・保全を図るため、今後とも都市的な開発は行わないものとするが、一部の都市計画区域については、農林業との調整を図り開発を許容するものとして位置づける。



### 2-2 地域の概況

- ・当地域の人口及び世帯数の状況は、過去 15 年間の趨勢をみると人口、世帯とも増加傾向であったが平成 22 年に減少に転じている。
- ・当地域の面積は約 2,737ha(全体の約 46%)であり、土地利用の構成は、山林・原野が約 78%、農用地(田・畑)が 9%、宅地は僅か 4%となっている。
- ・地域の南側一部が都市計画区域に指定されており、宅地の殆どはこの区域に含まれている。

北部地域の人口・世帯数の推移



## 2-3 地域の将来像

### 【まちづくりの目標】

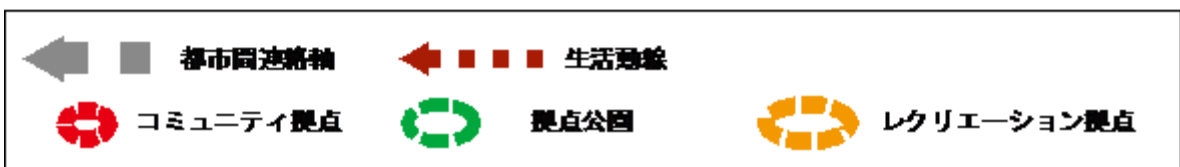
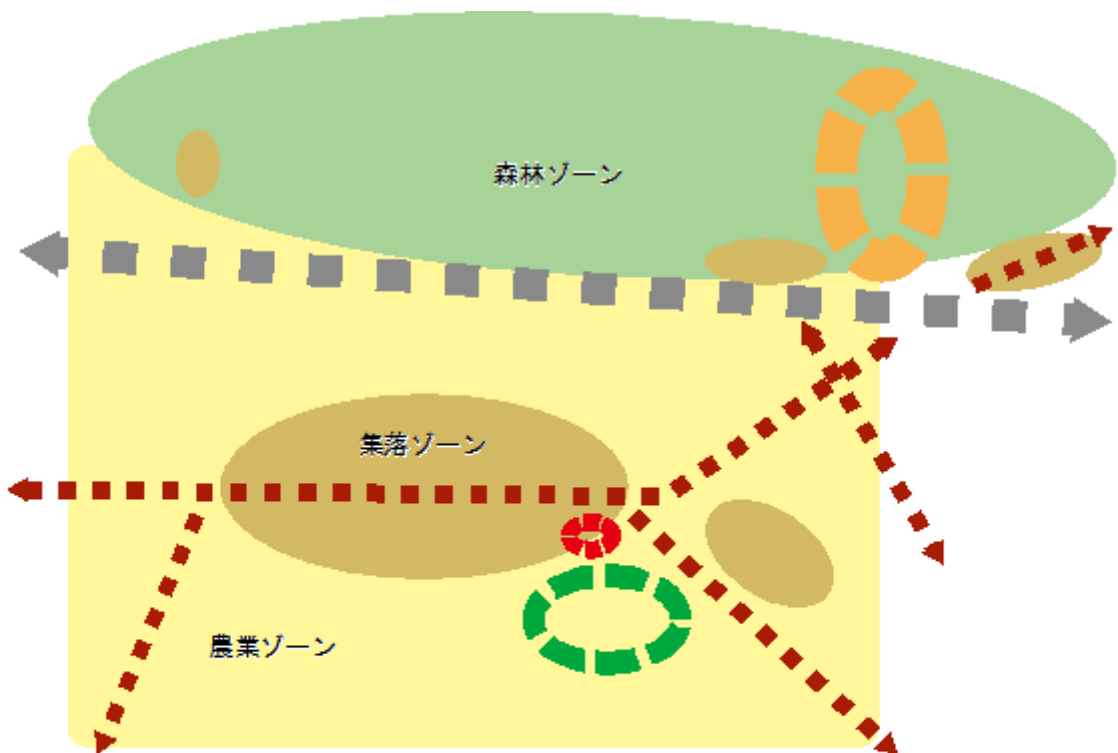
自然と豊かさと人々の優しさを育む里の形成

雄大な浅間山麓に息づく  
森林の保全

身近な農産物供給基地と  
しての環境整備

身近な広場や生活道路の  
整備

農と親しみ、定住を志向  
する人たちの里の創造



## 2-4 土地利用の方針

当地域は、大きく分けて森林地域と農業集落地域の二つの地域に分けられ、農業集落地域の大部分は都市計画区域内に含まれる。

- 都市計画区域外の区域は森林保全ゾーンとして、その維持・保全を図る。
- 塩野地区及び清万地区の集落地周辺の農地は、都市近郊型の農業生産地域として、都市部の食料供給基地として維持していくことが望まれるが、昨今の農業環境において、その維持・継続も難しい状況にあることから、均衡ある農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図りつつ、望ましい土地利用を図っていく。
- 塩野地区西部は、田園ゾーンとして、優良農地の保全を図る。通称 1,000m 林道（町道浅間幹線）と浅間サンライン（主要地方道小諸軽井沢線）間の浅間山麓については、社会経済の流れの中で水資源のかん養や防災等に留意し、自然保護の立場から人為的利用と自然との緩衝帯として計画的な整備に努める。

## 2-5 施設の整備方針

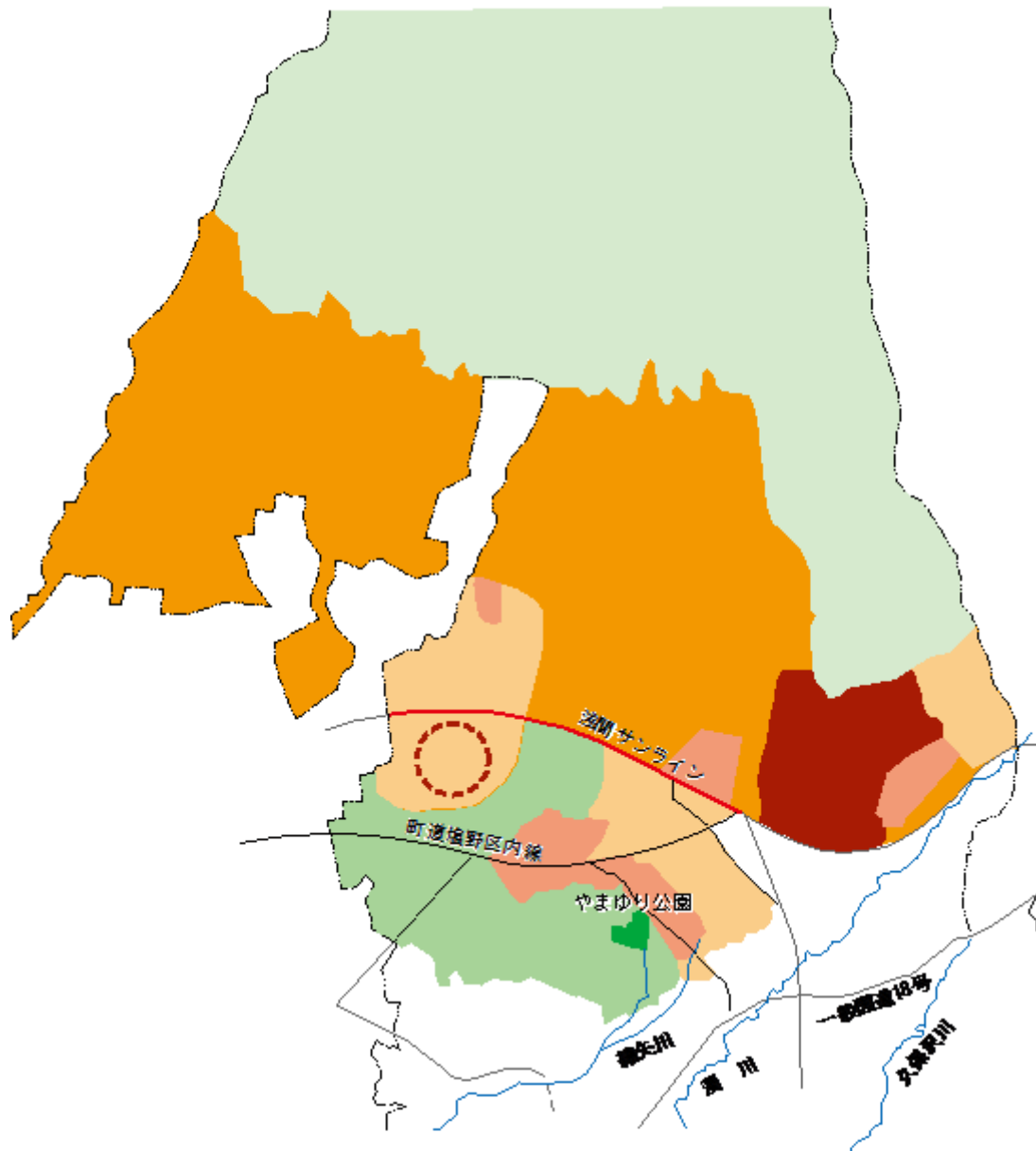
- 地域間の連絡道路である町道塩野区内線は、塩野地区の主要生活道路である。したがって、特に集落地内を通過する区間、また通学路となっている区間においては、歩道、横断歩道の設置により安全性の確保を促進する。
- 地域の主要な生活道路となっている町道についても、交差点部、危険な屈曲箇所の拡幅整備を行い、安全性、利便性の確保を図る。
- 公共下水道については、衛生的な生活環境の向上を目指すため、整備済区域における普及活動に努めるとともに、宅地化の状況や将来動向等を基に必要に応じて供用区域の拡大を図る。








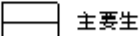



## 2-6 その他の方針

- 観光拠点となる真楽寺、浅間しゃくなげ公園の活用を図るとともに、地域風土の PR に向け、既存の農家住宅を利活用したふれあい施設や宿泊施設などの整備を検討する中で、農と自然に親しむ里の創造を図る。



### 北部地域土地利用方針図



	集 落		森林保全区域
	主要公園		観光拠点
	クラブ・ショップ（ゴルフ場）		幹線・補助幹線道路
	農用地		主要生活道路
	農業的土地利用調整区域		河 川
	土地利用調整区域		

## 2-7 主要地区の整備方針

### <塩野地区の集落環境整備方針>

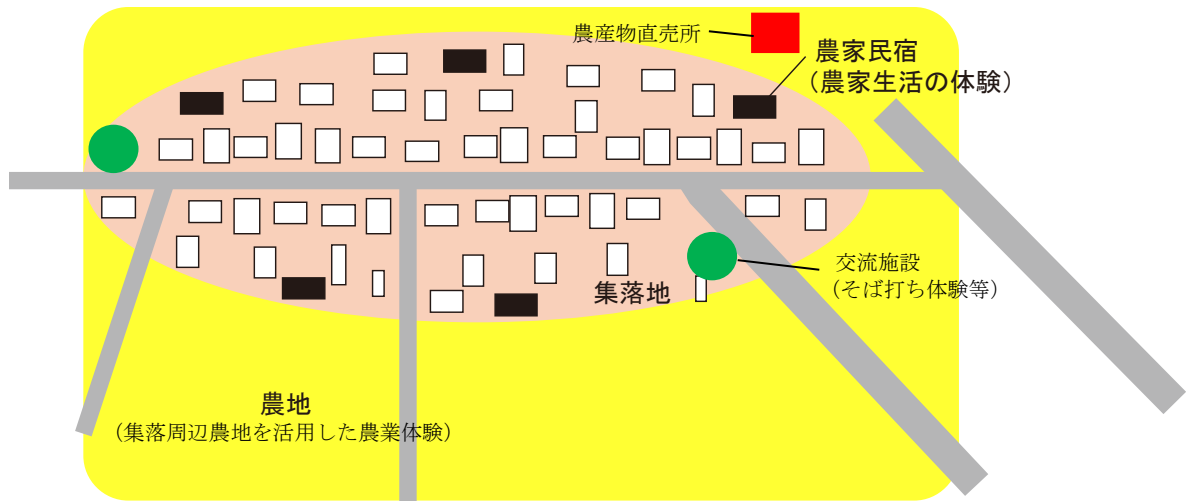
塩野地区は町道塩野区内線沿いに形成する北部地域の代表的集落であるが、地区内の生活道路は狭幅員のものが多く、昨今の車社会への対応が迫られている地区でもある。

塩野地区の主要道路は、地域の生活を支える町道塩野区内線と町道塩野御代田停車場線があり、塩野御代田停車場線については、拡幅や歩道の整備により、町の中心部との連絡強化が図られてきた。しかし、地区の骨格でもある町道塩野区内線については、地域間の連絡道路であるとともに、バス路線及び通学路にもなっている重要な路線であるが、沿道に家屋が密集する立地形態から、拡幅整備に困難を極める状況にある。このため、これに替わる生活幹線道路の整備が望まれており、代替路線の整備は、今後の大きな課題である。

このような状況を踏まえ、上記生活幹線道路整備による集落環境整備を推進するとともに、地域の活性化を図るため、真楽寺、浅間しゃくなげ公園といった観光拠点の活用に加え、グリーン・ツーリズム(緑豊かな農山村地域において、その自然、文化と親しみ、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動)などの展開を推進していくことを北部地域主要地区のまちづくり方針として掲げる。

- 都市と農村の交流による地域活性化の促進
- 「観る観光」から「体験する観光」の推進

### <グリーン・ツーリズムのイメージ>



日帰り型	宿泊・滞在型
農産物直売所での地元農産物の購入	
	そば打ち等農産物加工体験
	そば・米・野菜等の農業体験
田植えツアー等	農業体験・農業知識の学習

### 3. 中部地域

#### 3-1 町における地域の位置づけ

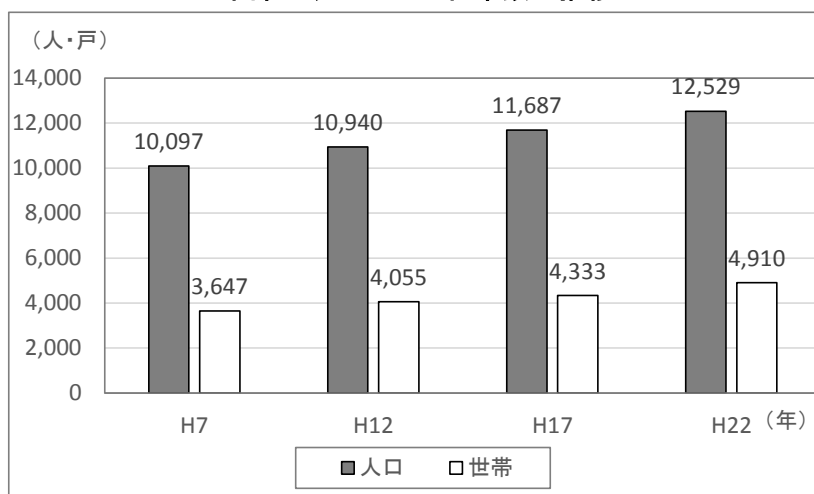
当地域は、まちの中心部に位置し、全域が都市計画区域の地域である。したがって、今後のまちづくりを行う上においても先導的役割を持つとともに、都市的な開発及び整備を必要とする地域として位置づける。



#### 3-2 地域の概況

- ・当地域の人口及び世帯数の状況は、過去15年間の趨勢をみると人口、世帯とも相当の増加を示しており、町全体の増加数の殆どをこの区域で占めている。
- ・当地域の面積は約1,455ha(全体の約25%)であり、土地利用の構成は、山林・原野が約19%、農用地(田・畑)が約36%、宅地が約27%となっている。
- ・都市計画区域のうち、704haが御代田駅を中心として用途地域が指定されている。

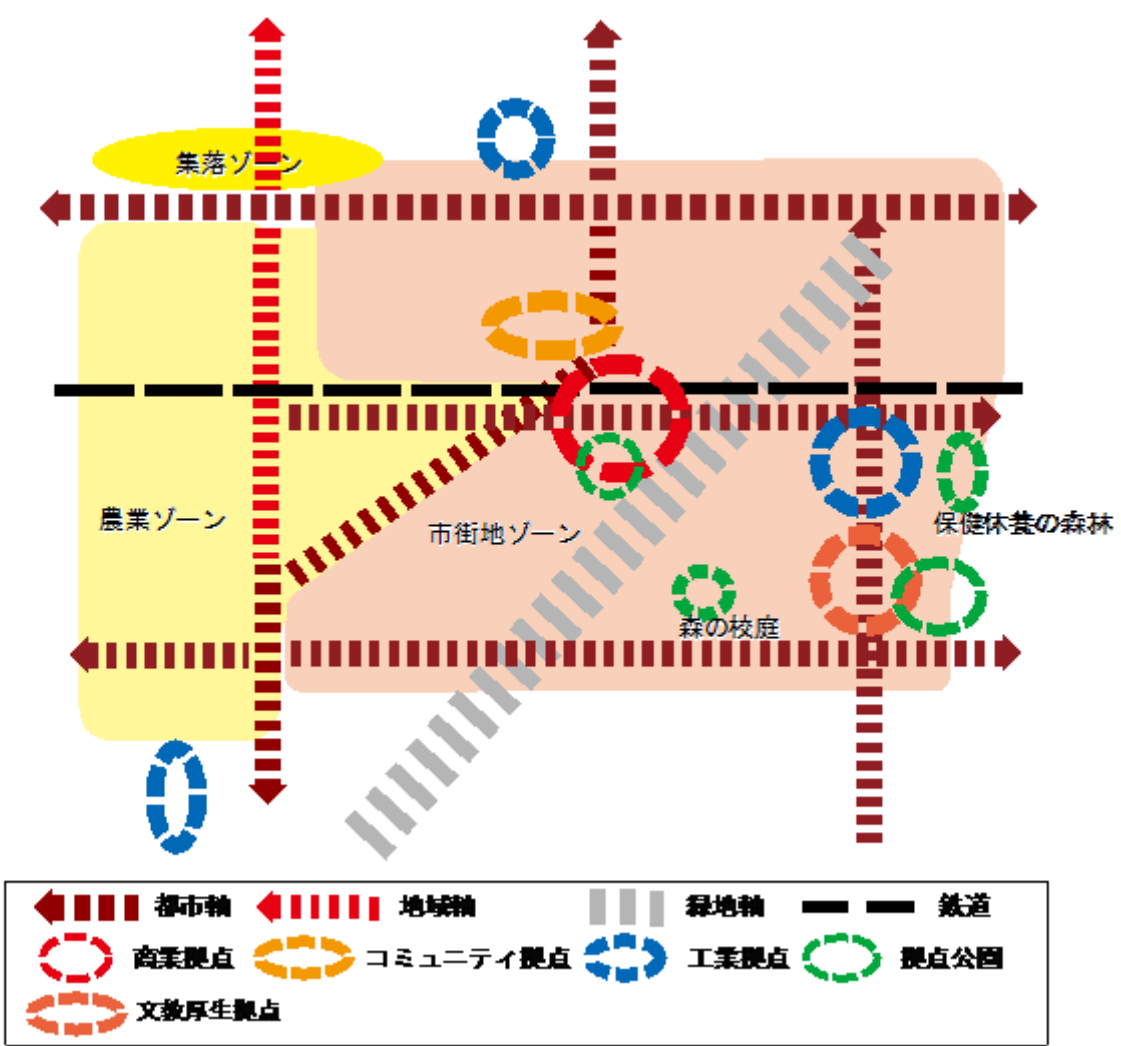
中部地域の人口・世帯数の推移



3-3 地域の将来像  
【まちづくりの目標】

活力と賑わいあふれる街中の形成

- 中心市街地の活性化に向けた施策の推進
- 市街地における低未利用地の土地利用促進
- 緑化やバリアフリー化による良好な住環境の形成
- 利便性に富み、生き生きとしたまちづくりの形成



### 3-4 土地利用の方針

- 御代田駅を中心として地域の中央から東にかけて指定されている用途地域内は、各用途区分に定められた土地利用の推進を図る。
- 用途地域内のうち、駅北側については、駅南の商業地の充実と合わせて、交通結節点にふさわしい基盤施設の整備、商業・業務系の土地利用誘導を図る。
- 鉄道以南の町道御代田佐久線の沿道についても、市街地の骨格形成を担う重要な区域であるため、沿道系(商業・業務・サービス)の土地利用誘導を図る。
- 用途地域が指定されている区域のうち、久保沢川以東の西軽井沢地区は、その立地環境(地形・法規制等)に十分配慮しつつ、自然環境に恵まれた良好な住宅地としての土地利用誘導を図る。
- 駅北側の町役場から一般国道 18 号までの区域は、都市計画道路、生活道路など必要な基盤施設整備を図り、住宅市街地としての形成を促進する。
- 地域南部の雪窓公園に隣接する公共公益施設地は、本町の次世代を担う子どもたちの教育・保育機能及び町民の健康と福祉の増進に寄与する医療福祉・機能の強化に向けた土地利用誘導を図る。
- 地域の南部及び西部の用途地域外の区域は、上位計画である国土利用計画で定められた田園ゾーンとしての土地利用方針に基づき、田園的環境の維持・保全を図る。
- 佐久インターチェンジに近接する小田井地区や地域北部の農業的土地利用調整ゾーンに位置する一般国道 18 号沿道(やまゆり工業団地周辺)などの区域については、交通利便の優位性を活かした産業系(工業系)の土地利用誘導を図る。

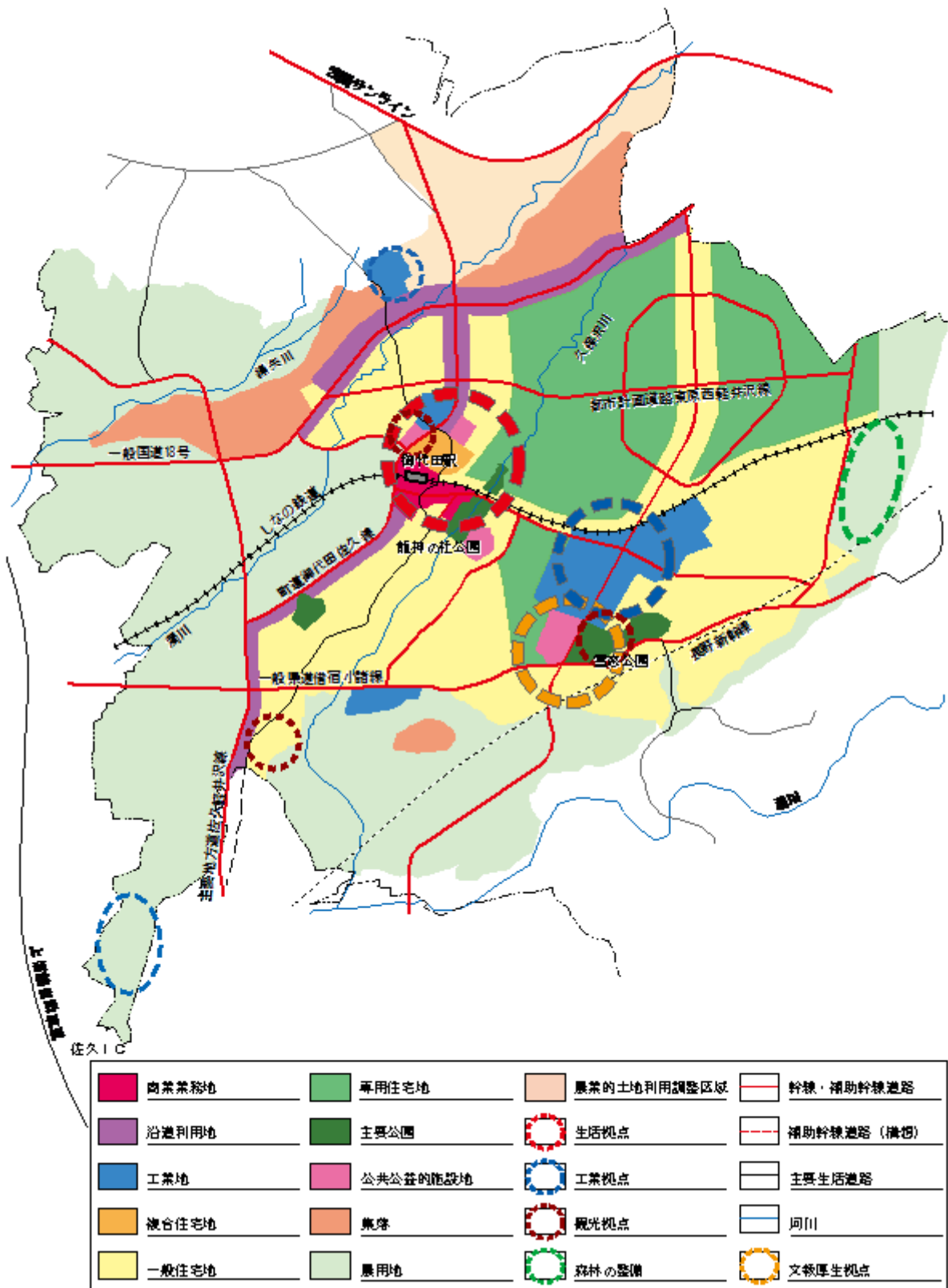
### 3-5 施設の整備方針

- 地域間の連絡道路である県道借宿小諸線(都市計画道路小田井向原線)は、一般国道18号に次ぐ市街地における東西軸であるとともに、上宿、小田井、児玉、向原地区等の主要幹線道路である。したがって、特に集落地内を通過する区間及び通学路となっている区間においては、早期の整備促進により安全性の確保や地域軸としての強化を推進する。
- 計画決定している都市計画道路のうち、土地利用の促進及び市街地形成において重要である東原西軽井沢線の早期整備を図る。
- 大林中央幹線等の上記路線以外の都市計画道路については、その実現性などを十分検討し、整備の促進を図る。
- 用途地域内には、雪窓公園及び龍神の杜公園が整備されており、必要整備量としては充足している。しかし、鉄道の北側市街地においては、充足しているとは言い難いことから、今後、宅地化の状況に応じて新たな街区公園を計画的に整備する。
- 雪窓公園については、隣接する雪窓湖と一体的に、地域及び町のシンボル公園としての充実を図る。
- 公共下水道については、衛生的な生活環境の向上を目指すため、整備済区域における普及活動に努めるとともに、宅地化の状況や将来動向等を基に必要なに応じて供用区域の拡大を図る。

### 3-6 その他の方針

- 旧宿場町である小田井宿一帯は、現存する出桁造り建築物などについて、貴重な遺産としての認識を深めるため、その継承や啓蒙の方法を検討し、歴史的景観ゾーンとして保護・保全に努める。
- 中心市街地の活性化事業は、種々の角度からの検討が必要である。特に、駅を中心としたまちづくりにおいては、行政、住民及び事業者の言わば共同作業であり、その協調が事業成立の大きなカギを握っている。したがって、事業を進めるにあたっては、官民の十分な協議のもとに進めるものとする。

## 中部地域土地利用方針図



### 3-7 主要地区の整備方針

#### <駅周辺の市街地整備方針>

御代田駅周辺は、本町を牽引する中心市街地であり、地域住民の日常生活に密着した役場をはじめ複合文化施設、郵便局、商業・業務施設等が立地する生活拠点地域であるが、生活拠点地域にふさわしい都市機能が充実しているとは言い難い。

このため、駅周辺においては、一体的な整備により生活拠点にふさわしい土地利用の推進を図るとともに、日常生活に必要な商業・業務施設の拡充、歩行者や自転車の安全性・快適性に配慮した道路整備、円滑な交通処理、鉄道利用者の利便性の向上を図り、町の玄関口にふさわしい快適で魅力ある生活拠点の形成を図ることをまちづくり方針とする。

- 駅周辺地区においては、基盤施設整備により計画的な土地利用を誘導するとともに、土地の有効活用を図り、魅力ある生活拠点の形成を図る。
- 面的基盤整備事業にあわせて駅北側地域の駅へのアクセス強化を図る。
- 駅周辺は、来訪者や地域住民等の人が集散する場であることから、回遊性のある人の交流やにぎわいと活力のある広場型の駅前商業空間の創出を図る。
- 多様化、個性化する消費者ニーズ、流通革命、価格破壊等の商業をとりまく環境変化に対応しつつ、個性化・専門店化等による駅前商店街のイメージアップを図るとともに、商工会と協力しながら郊外の大型店舗との共存を図る。

#### <広場を囲む商業空間のイメージ>





### ＜西軽井沢地区の整備方針＞

西軽井沢地区は、当地域の中で特に自然環境に恵まれた地区であり、都市計画上也第一種低層住居専用地域が指定され、緑豊かな住宅地としての土地利用を図るべき地域としての位置づけがなされている。しかし、近年の市街地全体におけるスプロール的な開発により、当地区においてもその影響を受け、良好な自然も次第に損なわれつつある。

このため、豊かな自然環境と良好な生活環境を維持・保全を図るとともに、景観に配慮した低層住宅地としての土地利用誘導を推進する。

- 「長野県景観条例」「御代田町環境保全条例」「御代田町開発指導要綱」の適正な運用による良好な居住環境を有する住宅市街地の形成を推進する。
- 新規住宅需要に対して、民間活力による計画的かつ効率的な住宅地の開発・整備を図ると同時に、都市計画道路網の検討を行うものとする。
- 地形などの立地環境に十分配慮し、大造成を極力さげ、緑豊かな自然と調和する住宅地開発を推進する。
- 開発にあたっては、既存の緑を極力残し、緑豊かな住宅市街地の形成を目指す。

### ＜新規産業誘致候補地区の整備方針＞

本町における比較的大規模な工場は、大林工業団地に立地しており、小規模工場は町内に散在している。

準工業地域のほぼ全域が利用されていることから、平成10年に幹線道路沿道の立地特性を活かして、一般国道18号沿道北側にやまゆり工業団地が造成され、分譲済となっている。

今後は、社会経済状況や企業進出動向を見極め、やまゆり工業団地の拡充や広域高速交通網に対しての利便等を考慮し、佐久インターチェンジに近接する小田井地区といった農業的土地利用調整区域内に新たな工業団地の造成を検討する。

- 新たな工業団地については、流通、研究開発、先端技術産業等を誘致し、周辺環境に配慮したゆとりとうるおいのある就業環境の形成を図るため、工場の敷地内緑化を推進し、周辺環境に配慮した景観づくりを推進する。
- 地域の活性化、ふるさと意識の高揚につながる特産(名産)品の加工・栽培工場等による地場産業振興を図る。

## 4. 南部地域

### 4-1 町における地域の位置づけ

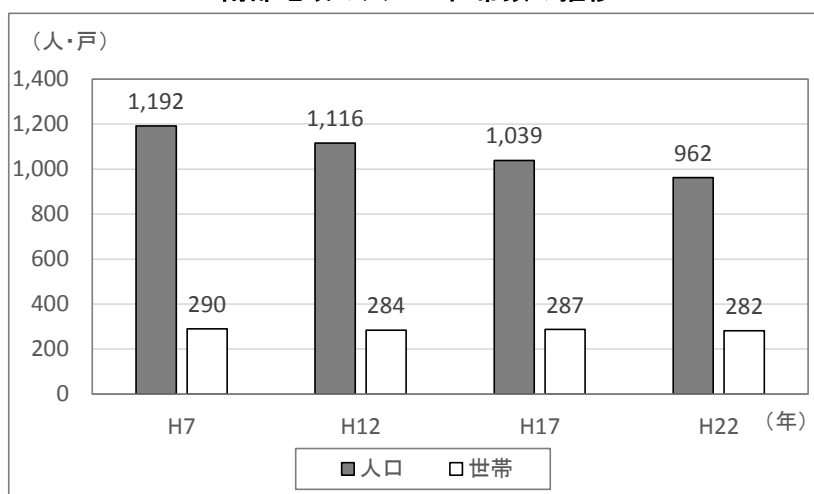
当地域は、町の南部に位置する田園及び丘陵地帯により形成された都市計画区域外の地域である。基本的には恵まれた自然環境の保護・保全を図る。また、地域北側の既存集落の区域については、今後の開発を最小限にとどめ、農業集落の環境整備を推進していく地域として位置づける。



### 4-2 地域の概況

- ・当地域の人口及び世帯数の状況は、過去15年間の趨勢をみると世帯数については変化はないものの、人口は減少傾向にある。
- ・当地域の面積は約1,686ha(全体の約29%)であり、土地利用の構成は、山林・原野が約62%、農用地(田・畑)が約15%、宅地が約8%となっており、そのうち、宅地の殆どは別荘地により占められている。

南部地域の人口・世帯数の推移



### 4-3 地域の将来像

#### 【まちづくりの目標】

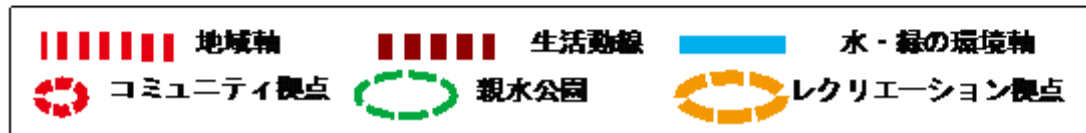
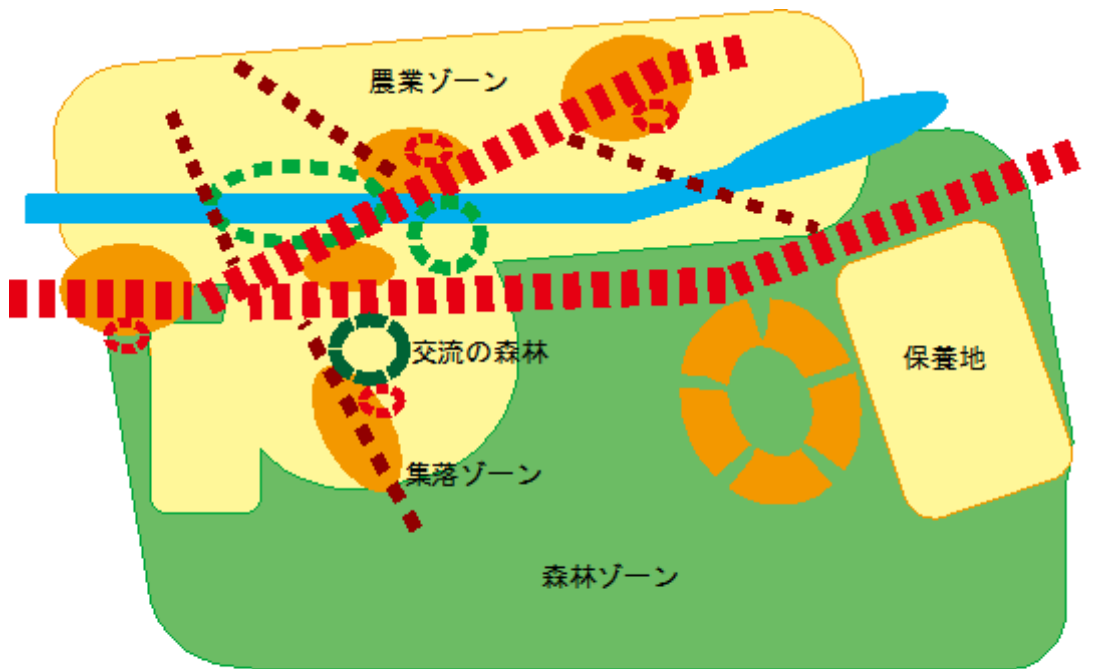
自然を享受し、新たな出会いを創る里の形成

やすらぎとふれあいのある  
住環境の形成

日常生活を支える地域内  
生活道路の整備

豊かな自然と共生する温も  
りのあるまちづくりの形成  
と都市交流の創出

ふるさとの川・湯川の保  
全と活用



#### 4-4 土地利用の方針

当地域は、4集落、森泉山、平尾山一体の別荘地及び森林地域により形成されている。  
なお、地域のほぼ全域が都市計画区域外である。

- 地域南部の丘陵地は、森林保全ゾーンとして、その維持・保全を図る。
- 湯川右岸の地域は、田園ゾーンとして優良農用地の維持・保全を図る。
- 湯川左岸の既に森林以外として土地利用されている区域は、都市的な土地利用を抑制し、恵まれた自然資源及び既存施設(別荘地・ゴルフ場)を活用する中で、適正な土地利用の誘導を図る。

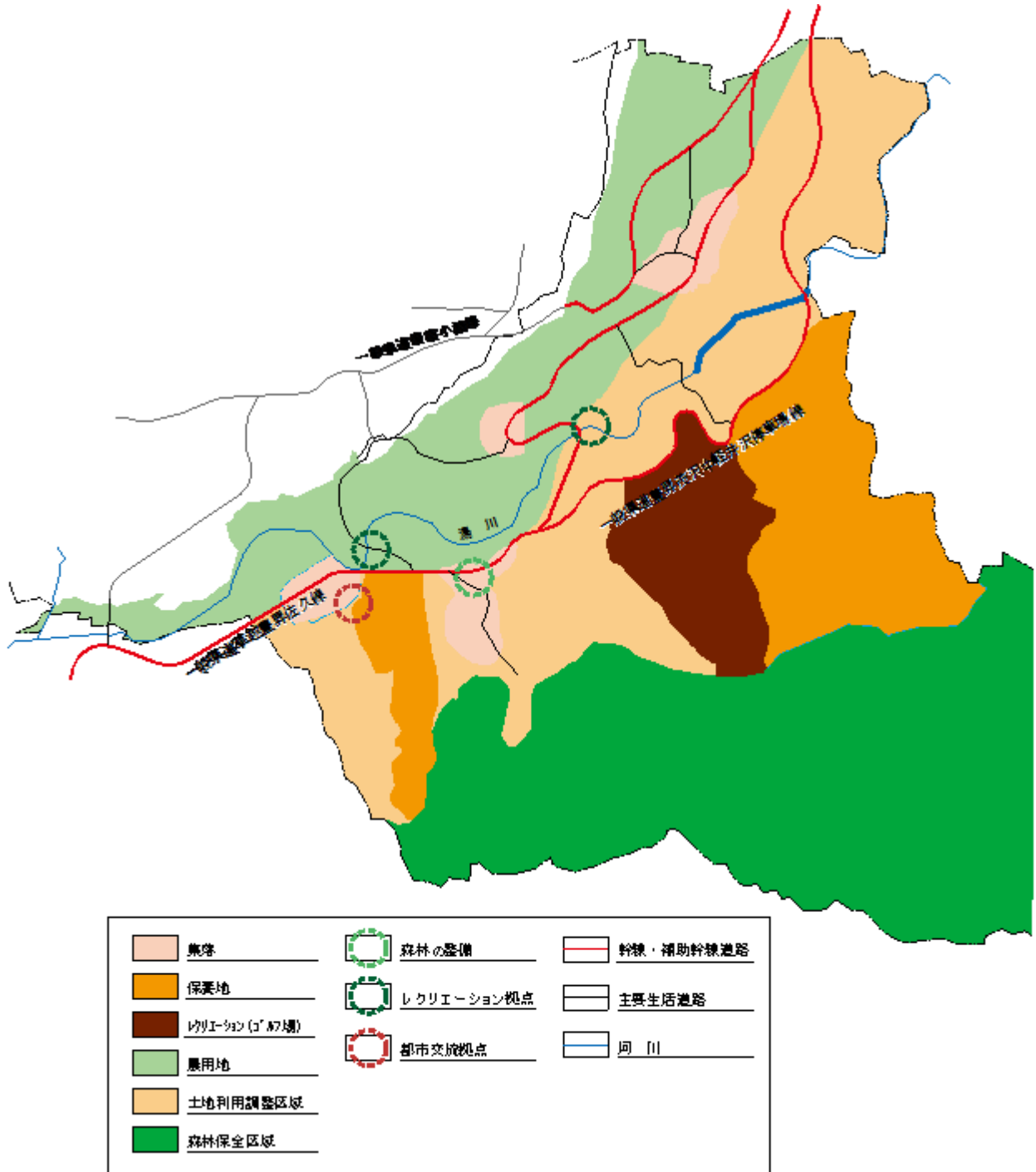
#### 4-5 施設の整備方針

- 地域間の連絡道路である県道草越豊昇佐久線及び県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線は、ともに各地区にとって主要な生活道路であることから、必要な整備を推進する。
- 地域の主要な生活道路となっている町道についても、交差点部、危険な屈曲箇所<sup>1</sup>の拡幅整備を行い、安全性、利便性の確保を図る。
- 都市交流、レクリエーション活動を推進するため、地域の核となるクライנגルテン等の整備を図る。
- 浄化されていない家庭雑排水等の河川・農業用排水路への流出による水質汚染を防止するため、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業による生活環境の改善を図るとともに、施設の維持管理及び事業経営の安定化に努める。

#### 4-6 その他の方針

- 各地区公民館の機能を拡充・強化し、コミュニティ施設としての充実を図る。
- 地域の風土をPRするため、森に親しむ里づくりを推進する。
- 地域及び町にとっての重要な自然資源である「水(湯川)」をもっと身近なものにするため、川沿いの適所において、町民の憩い・ふれあいの場としての整備を推進する。

### 南部地域土地利用方針図



#### 4-7 主要地区の整備方針

##### <湯川周辺の環境整備方針>

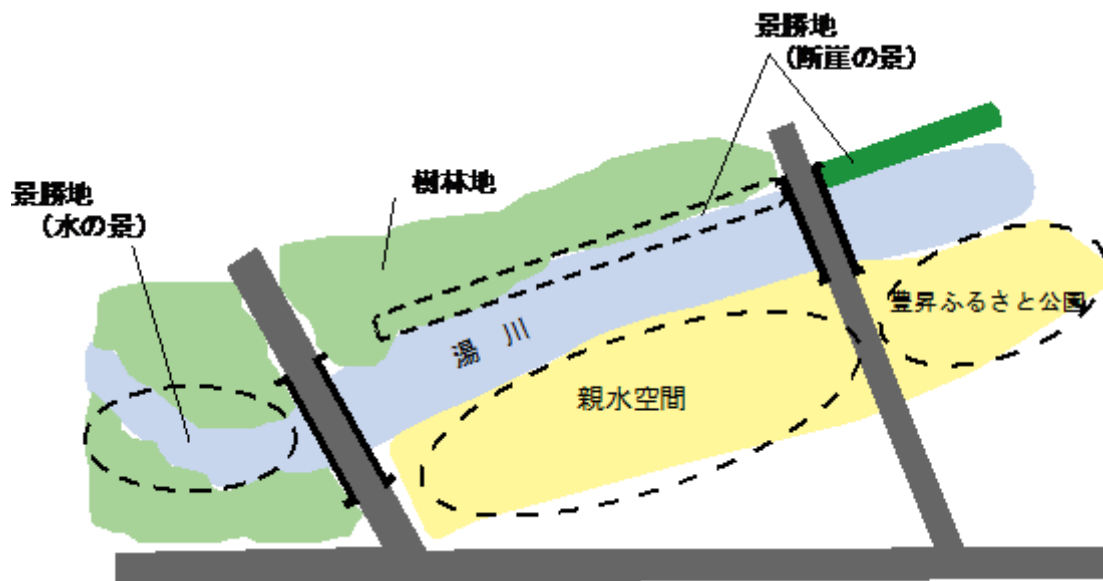
地域北部を東西に流れる湯川は、町及び南部地域を代表する河川である。

当地域は、湯川を境として右岸側が2地区(草越・広戸地区)を含む農用地、左岸側が2地区(豊昇・面替地区)を含む森林地域となっている。左岸地域のうち、豊昇地区から面替地区にかけて緩やかに蛇行する区間は、右岸側の断崖による良好な景観を醸し出している。また、下流部(露切橋付近)の流れは深い谷間に注ぐ清流としての河川景観を呈している。

このような自然資源(水と緑)に恵まれた環境を活かした地域の活性化を図るため、親水空間等の整備や豊昇ふるさと公園の活用、林業振興の一環として間伐材の活用施設等の整備により、レクリエーション活動の新たな展開を推進していくことを南部地域主要地区のまちづくり方針として掲げる。

- 親水公園等の整備によるふるさとの川の継承
- 計画的、集約的な間伐による間伐材の活用
- 植樹祭、各種イベントの開催によるみどりの啓発普及

##### 【親水・憩いの広場イメージ】



---

## 第Ⅲ章 実現化方策の検討

---

### 1. 基本的な考え方

これからのまちづくりには、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応しながら、ゆとりや豊かさを実感できるような魅力あるまちづくりを進めていくことが求められている。

そのためには、本都市計画マスタープランに沿って、住民・事業者・行政が参加、協力しあってまちづくりを進めるような体制づくりを行うとともに、それぞれがその役割を認識し、積極的にまちづくりに関わっていくことが必要である。

### 2. まちづくりの推進施策

#### 2-1 まちづくり推進体制の強化

本都市計画マスタープランにおいて方針づけられているまちづくりを実現するため、行政内における体制の強化をはじめ、地域住民全体によるまちづくり組織や国・県の関係機関及び周辺自治体との連携を図る。

##### (1) 行政内総合調整組織の確立

まちづくりに関する総合的・体系的な施策展開を図るため、関係各課の情報の共有・相互調整、合意形成、さらに多岐にわたる地域住民のまちづくりに対する相談や住民主体のまちづくりへの支援、まちづくり組織との連携等を行う横断的な行政内総合調整組織の確立を図る。

##### (2) まちづくり組織等との連携

幅広い住民の参加を得ながら、まちづくりを多面的・効果的に促進するため、まちづくりに関する各種住民団体、ボランティア団体との連携を図る。また、住民やまちづくり組織に対する情報の提供やアドバイス、まちづくり活動に対する支援、まちづくり組織等相互の連絡・情報交換、行政との橋渡し等、きめの細かい対応ができる支援組織の確立を図る。

## **2-2 住民参加によるまちづくりの推進**

今後のまちづくりに関しては住民参加が重要な課題であり、まちづくり意識の啓発、牽引者となるリーダーの人材育成、まちづくり情報の提供等の支援を図るため、新たな支援制度を検討し、住民参加によるまちづくりを促進していく。

### **(1)住民によるまちづくり意識の啓発**

住民によるまちづくり意識の啓発のため、広報やケーブルテレビ、インターネット等を活用しながら、子供や高齢者にもわかりやすく興味をもてるように、まちづくりに関する話題や情報を提供し啓発に努める。また、小・中学校の学校教育や公民館等の生涯学習の中で、歴史、文化、自然等の地域特性を踏まえたまちの再認識や身近なまちづくりへの参加の仕方など、まちづくりを考える機会を提供し、まちづくり意識の高揚及び住民による活動のリード役や行政とのパイプ役等まちづくりのリーダーとなる人材の育成を図る。

### **(2)住民によるまちづくりの支援**

「情報支援」として、広報やインターネット等多様なメディアを活用して、まちづくりに関する情報を提供する。

また、町役場の窓口において住民やまちづくり組織等が必要に応じて情報が得られるよう、住民にわかりやすいまちづくりに関する資料・パンフレット等の整備を進める。

「財政(物的)支援」として、住民まちづくり計画の補助事業等により、地域のまちづくり計画策定に対しての支援を検討するとともに、まちづくり組織等における運営・活動資金への補助、活動に必要な場所・物品の提供等について、まちづくりの新たな制度づくりの検討を行う。

### **(3)個別事業の実現に対する住民参加の促進**

道路・公園等公共施設の建設等に関する住民参加や商店街等小さなエリアでのまちづくりにおいても積極的な住民参加を促進する。その際、事業計画の初期段階から、青少年、高齢者・障害者等、幅広い参加を促す。



## 3. 定めるべき都市計画の種類

### 3-1 土地利用

#### (1) 用途地域

当町では、704ha の区域において用途地域が設定されており、適正な土地利用の誘導を図っている。今後も現行の用途地域を堅持していくものとするが、都市計画道路の整備や公共的施設の適切な誘導等により、変更を必要とする区域については、逐次用途地域の見直しを行うものとする。

#### (2) 防火地域・準防火地域

防火地域、準防火地域は、建物の不燃化や耐火構造化への更新による防災機能の向上を目的として設定するもので、商業地域のように不特定多数の人が集散し、また、高容積率を有する地区及び幹線道路の沿道等での防火帯や遮断帯としての効果を発揮させることを目的とすることから、商業地域、近隣商業地域で適用されている。当町においては、駅周辺部の近隣商業地域を対象にその適用が考えられる。

#### (3) 風致地区

風致地区は、都市の自然的景観を維持し、樹林帯等における緑の保存を図るために設定する地域地区制度の一つで、建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採が規制されている。当町では、一里塚、久保沢、雪窓湖一帯等の区域(368.4ha)に指定されており、今後ともこれら指定区域の良好な風致の保全を図っていくものとする。

#### (4) 地区計画等

都市計画法で定められている「地区計画等」の中には、一般型地区計画をはじめとする5種類の地区計画制度がある。当町においては、緑豊かな良好な街並み形成に向け、基盤施設整備やそれに基づくハード面の景観デザインだけではなく、まちづくり全体を視野に入れた民有地の宅地まわりにおける景観形成の誘導方策が欠かせないものであり、一般型地区計画及び集落地区計画制度等を活用した建築物をはじめとするまちづくり誘導策を講じることが考えられる。

一般型地区計画は、地区レベルの環境水準を確保し、良好な市街地を形成するため、用途地域等と連動しながら、宅地まわりの公共施設の配置や建築物の形態等について、一体的、総合的な計画を策定し、必要な規制や誘導を行うための制度である。当町においては、良好な居住環境の維持・保全及び計画的に市街化を誘導するために、西軽井沢団地及び新たに面的整備を行う地域についての適用が考えられる。

また、集落地区計画は、農業の営農環境と調和のとれた快適な生活環境を有する地域として整備するために、県が定める集落地域整備基本方針に基づき、公共施設の配置、建築物の形態、土地利用等について規制・誘導を行う制度である。当町においては、草越、馬

瀬口、塩野地区等の地域において、集落地区計画をはじめとした計画的な整備の検討が考えられる。

御代田町南小学校周辺の雪窓地区においても、文教・厚生の基幹的役割を担う地区として、周辺環境に配慮した適正な土地利用誘導や建築物の整備方針などの検討が考えられる。

#### **(5) 特定用途制限地域制度等**

建築物等の用途規制が行われていない都市計画区域内で用途地域の指定されていない、いわゆる白地地域においては、計画的な土地利用を図るべき区域について、「特定用途制限地域制度」の活用を適宜検討していくものとする。

### **3-2 都市施設**

#### **(1) 都市計画道路**

現在の都市計画道路の整備率は、概成済も含め約 50%と低く、特にしなの鉄道以北の進捗が遅れている。これには社会経済状況の種々の要因はあるものの、国、県、町の道路整備に関する財政事情によるところが大きいと考えられる。

今後の都市計画道路の整備にあたっては、各計画路線の事業効果の検討、並びに町全体の道路ネットワーク・路線構造等の検討が必要であることから、新たな「都市計画道路整備プログラム」を策定し、新規路線、変更路線及び廃止路線等を検討する中で整備効果の高い道路づくり・まちづくりを進めていくものとする。

#### **(2) 公園緑地**

公園や緑地の整備は、道路、下水道の整備とともに潤いのある都市生活を支える重要な基盤施設である。当町においては、まちづくりの上位計画である基本構想(御代田町第4次長期振興計画)の計画テーマとして「文化・高原公園都市 御代田」を掲げており、恵まれた緑地資源を活かしたまちづくりを進めているところである。

公園・緑地の整備にあたっては、環境機能、防災機能、レクリエーション機能、景観などの種々の機能を活かし、配置や規模等の検討を行う必要があり、その具現化に向け、「緑の基本計画」など法的に担保性のある計画を策定し、実現化の方向づけを行っていくものとする。

#### **(3) 下水道**

当町においては、平成 32 年度を目標として、市街地(用途地域)を中心とする 865ha の認可区域全体計画区域について下水道事業の整備を現在進めている。

今後も、計画フレーム(将来人口・汚水量原単位等)や土地利用動向等に基づく公共下水道整備を促進するとともに、雨水排水施設の整備を計画的に進めるため、その整備計画の策定を検討していくものとする。

## 4. 実施すべき都市計画事業及び整備プログラム

ここでは、前述の都市計画として位置づけた各種計画について、事業化に向けた整備手法及び概ねの実施時期等の検討を行う。

都市計画事業とは、都市計画法の定めるところにより、都市計画として決定した施設及び本計画に基づく決定予定の施設等の整備をいう。

当町における都市計画事業として、①都市計画道路整備事業、②公園整備事業、③下水道整備事業がある。

以下、上位計画である長期振興計画の施策に位置づけられた事業計画及び本計画に基づく事業計画について、当面実施すべき都市計画事業としてここに掲げる。

なお、事業の実施にあたっては、上位計画である長期振興計画及び国土利用計画等との調整を十分にいき、これらの計画全体としての整合性を図る中で、都市整備の推進を行うものとする。

事業の種類	整備手法及び実施時期
①都市計画道路整備事業	<p>都市計画道路の整備にあたっては、段階的な整備を進めるため、本計画前期 10 年の早い段階において「都市計画道路整備プログラム」を策定し、これに基づき整備効果の高い道路づくりを目指すものとする。</p> <p>都市計画道路整備プログラムの策定にあたっては、社会経済動向等を見極めた上で、新規路線、変更路線及び廃止路線等を検討する。</p> <p>また、面的整備事業等と複合的に実施することが可能な路線については、補助事業での早期事業化を図るとともに、他の路線についても最も有利な制度を活用し、財政負担の軽減を図る中で整備を行うものとする。</p>
3・2・1号大林中央幹線	<p>「都市計画道路整備プログラム」の策定に合わせ、路線計画等の検討を行い、計画決定変更の可否判断を行ったうえで、必要な整備を図るものとする。</p>
3・4・4号馬瀬口西軽井沢線 (一般国道 18 号)	<p>当面は、現在事業化されている改良区間について、国に早期整備を要請していくものとする。</p>
3・4・12号小田井向原線 (一般県道借宿小諸線)	<p>県道部分においては、ほぼ全域において整備済・概成済となっている。その他の部分については、地域の状況等判断する中で、必要な整備を図るものとする。</p>

事業の種類	整備手法及び実施時期
3・4・13号東原西軽井沢線	町道塩野御代田停車場線交差部から町道小田井追分線交差部の間について、実際の地形・宅地化の状況等判断する中で線形等の調整を行い、本計画前期10年の中での整備を検討するものとする。
3・5・27号平和台線	平和台団地中央部以東の区間について、「都市再生整備計画」により整備を図るものとする。
②公園整備事業	公園の整備にあたっては、市街地の人口動向等に基づいた街区公園の配置を行うとともに、親水公園の充実を図るものとする。そのため、「緑の基本計画」などの法的に担保性のある計画策定を検討し、この計画に基づいた公園整備により、町の将来像である「文化・高原公園都市 御代田」の実現を目指すものとする。
雪窓湖公園	雪窓公園との一体的な利用を検討し、本計画期間の早期に、より親水性の高い公園として活用を図るものとする。
街区公園	都市計画決定されている未整備の街区公園については、「緑の基本計画」等の策定に合わせ、計画決定の見直しを検討し、本計画期間内に必要な整備を行うものとする。
③下水道整備事業	<p>下水道の整備にあたっては、効率的な施設運営に努める中で、平成32年度までに全体計画区域865haの供用を目指すものとする。</p> <p>また、雨水排水施設の整備を計画的に進めるため、その整備計画の策定を検討していくものとする。</p>

## 経緯の概要

御代田町都市計画マスタープランの変更

事 項	時 期	備 考
長野県事意見照会	平成 26 年 12 月 18 日 (木)	
都市計画審議会	平成 27 年 2 月 4 日 (水)	変更案の説明
長野県知事意見照会の回答	平成 27 年 2 月 12 日 (木)	
説明会	平成 27 年 2 月 12 日 (木)	
案の閲覧・公聴会開催の公告	平成 27 年 2 月 20 日 (金)	H27. 1. 26 広報やまゆり掲載
案の閲覧	平成 27 年 2 月 20 日 (金) から 平成 27 年 3 月 6 日 (金) まで	期間：2 週間
公述の申出	平成 27 年 2 月 20 日 (金) から 平成 27 年 3 月 6 日 (金) まで	期間：2 週間 公述の申出なし
公聴会	平成 27 年 3 月 15 日 (日)	中止
都市計画審議会	平成 27 年 4 月 21 日 (火)	
決定の公告	平成 27 年 6 月 12 日 (金)	
御代田町議会への報告	平成 27 年 6 月 12 日 (金)	
長野県知事への通知	平成 27 年 6 月 12 日 (金)	